建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-001号

	① 道 ;	路	2	道	路
道 路 の 種 類	_			-	
私道等の地番	_			_	
私道等の地目	_			_	
私道等の所有者	_			_	
道路の側溝	_			-	
道路の舗装	_			-	
道路の幅員	※該当地で計測してく	ださい	※該当地で計	測してく	ださい
道路の延長	_			-	
道路の境界明示等	_			_	
道路として使用された時期 期	_			_	
判断結果(別図の範囲)	✓ ① 建築基準法第42名□ 建築基準法第42名□ 建築基準法第43名 (認定又は許可申□ 建築基準法上、道	条第1項第3号に。 条第2項になりう 申請必要)	よる道路 うる空地		
認定又は許可条件等					
上記のとおり判定	ける。			平成28年	4月12日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 Tel 079-221-2579					
備 考					
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。					

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-002号

	① 道 路	② 道 路	
道 路 の 種 類	_	_	
私道等の地番	_	_	
私道等の地目	_	_	
私道等の所有者	_	_	
道 路 の 側 溝	_	_	
道 路 の 舗 装	_	_	
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください	
道路の延長	_	_	
道路の境界明示等	_	_	
道路として使用された 時期	-	1	
判 断 結 果 (別図の範囲)	□ 建築基準法第42条第2項による □ 建築基準法第42条第1項第3号 ☑ ① 建築基準法第43条第2項にな (認定又は許可申請必要)	による道路	
	☑ ② 建築基準法上、道路扱いしな		
全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。			
上記のとおり判定	する。	平成28年4月18日	
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 1EL 079-221-2579			
備 考			
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。			

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-003号

	① 道 路	2	
道路の種類	_		_
私道等の地番	_		
私道等の地目	_		_
私道等の所有者	_		
道 路 の 側 溝	_		_
道 路 の 舗 装	_		_
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地	で計測してください
道路の延長	_		_
道路の境界明示等	_		_
道路として使用された 時期	_		_
	□ 建築基準法第42条第2項		
判断結果	□ 建築基準法第42条第1項 ☑ ① 建築基準法第43条第2項		
(別図の範囲)	(認定又は許可申請必要	[)	
	□ 建築基準法上、道路扱い	-	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法領 て、包括同意基準3-(5)に該当 該当しない場合は、個別案件審査 許可申請に関しては、事前に建築	áすることができま [.] ∑となります。	す 。
上記のとおり判定	 !する。		平成28年4月14日
			一
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 Tel 079-221-2579			
備考			
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。			

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-004号

	① 道 路	2	道路
道 路 の 種 類	_		_
私道等の地番	-		_
私道等の地目	-		_
私道等の所有者	_		_
道 路 の 側 溝	_		_
道 路 の 舗 装	_		_
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で	で計測してください
道路の延長	-		-
道路の境界明示等	_		_
道路として使用された 時期			_
## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ##			
認定又は許可条件等			
上記のとおり判定	!する。		平成28年4月15日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 Tel 079-221-2579			
備 考			
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。			

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-006号

	① 道 路	② 道 路	
道 路 の 種 類	-	_	
私道等の地番	-	_	
私道等の地目	-	-	
私道等の所有者	-	-	
道路の側溝	-	-	
道路の舗装	_		
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください	
道路の延長	_	_	
道路の境界明示等	_	_	
道路として使用され た 時 期	_	_	
	□ 建築基準法第42条第2項による		
判 断 結 果	□ 建築基準法第42条第1項第3号 ☑ ① 建築基準法第43条第2項になり		
(別図の範囲)	(認定文は許可申請必要)		
	□ 建築基準法上、道路扱いしな		
全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。			
上記のとおり判定	<u></u>	平成28年4月14日	
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 都市局まちづくり部 建築指導課 Tel 079-221-2579			
備考			
H30. 3. 9一部協定済			
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については、 別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。			

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-007号

	① 道 路	② 道 路	
道 路 の 種 類	-	_	
私道等の地番	_	_	
私道等の地目	_	_	
私道等の所有者	_	_	
道路の側溝	_	_	
道路の舗装	_	_	
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください	
道路の延長	_	_	
道路の境界明示等	-	_	
道路として使用された 時期	_	_	
判 断 結 果 (別図の範囲) 認定又は許可条件等	世築基準法第42条第2項による道路		
上記のとおり判定	する。	平成28年4月18日	
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 Tel 079-221-2579			
備 考 H28.11.8協定済			
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。			

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-008号

	① 道 路	② 道 路	
道 路 の 種 類	_	_	
私道等の地番	_	_	
私道等の地目	_	_	
私道等の所有者	-	_	
道 路 の 側 溝	_	_	
道 路 の 舗 装	_	_	
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください	
道路の延長	_	_	
道路の境界明示等	_	_	
道路として使用された 時期	-	_	
世築基準法第42条第2項による道路			
	│ │	:l\ _o	
全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)または3-(6)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください			
上記のとおり判定	する。	平成28年4月18日	
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 ℡ 079-221-2579			
備 考			
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。			

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-009号

	① 道 路	2	道路
道 路 の 種 類	_		_
私道等の地番	_		_
私道等の地目	_		_
私道等の所有者	_		_
道 路 の 側 溝	_		_
道 路 の 舗 装	_		_
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計	測してください
道路の延長	_		_
道路の境界明示等	_		_
道路として使用され た 時 期	_		_
	□ 建築基準法第42条第2項による □ 建築基準法第42条第1項第3号		
判 断 結 果 (別図の範囲)	□ 建業基準法第42米第1項第3号 ☑ ① 建築基準法第43条第2項になり (認定又は許可申請必要)		
	□ 建築基準法上、道路扱いしな	い。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43 て、包括同意基準3-(5)または3- 該当しない場合は、個別案件審査とな 許可申請に関しては、事前に建築指導	(6)に該当するこ :ります。	ことができます。
上記のとおり判定	<u>-</u> - - - - - - - - - - - - - - - - - -		平成28年4月18日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 ℡ 079-221-2579			
備考			
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。			

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-010号

	① 道 路	② 道 路	
道 路 の 種 類	_	_	
私道等の地番	_	_	
私道等の地目	_	_	
私道等の所有者	_	_	
道 路 の 側 溝	_	_	
道 路 の 舗 装	-	_	
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください	
道路の延長	_	_	
道路の境界明示等	_	_	
道路として使用された 時期	-	_	
理築基準法第42条第2項による道路			
認定又は許可条件等			
上記のとおり判定	!する。	平成28年4月20日	
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 Tel 079-221-2579			
備 考			
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。			

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-011号

	① 道 路	② 道 路	
道 路 の 種 類	_	_	
私道等の地番	_	_	
私道等の地目	_	_	
私道等の所有者	-	_	
道 路 の 側 溝	_	_	
道 路 の 舗 装	-	_	
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください	
道路の延長	_	_	
道路の境界明示等	_	-	
道路として使用された 時期	-	1	
	□ 建築基準法第42条第2項による	- 1 1	
判断結果	□ 建築基準法第42条第1項第3号 ☑ ① 建築基準法第43条第2項にな		
(別図の範囲)	(認定又は許可申請必要)		
	□ 建築基準法上、道路扱いしな		
	全ての条件に該当する場合、法第43 て、包括同意基準3-(5)に該当する	うことができます。	
認定又は許可条件等	該当しない場合は、個別案件審査とな 許可申請に関しては、事前に建築指導	ります。 連課まで御相談ください。	
上記のとおり判定	ける。	平成28年4月20日	
		1 3220 1 17120 11	
〒 670-8501 姫路市	安田四丁目1番地 都市局ま	ちづくり推進部	
	建築指導	課 Tel 079-221-2579	
1佣			
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については			
別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。			
注3]判定図に使用した地	P.形図が現地と相違している場合があります	0	
注4]この判定の詳細につ	いては、建築指導課道路担当窓口までお問	い合わせください。	

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-012号

	① 道 路	② 道 路	
道 路 の 種 類	_	_	
私道等の地番	_	_	
私道等の地目	_	_	
私道等の所有者	_	_	
道路の側溝	_	_	
道 路 の 舗 装	_	_	
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください	
道路の延長	_	_	
道路の境界明示等	_	_	
道路として使用された 時期	-	1	
	□ 建築基準法第42条第2項によ □ 建築基準法第42条第1項第3号		
判 断 結 果 (別図の範囲)	☑ ① 建築基準法第43条第2項にな		
(加区の配西)	(認定又は許可申請必要) ☑ ② 建築基準法上、道路扱いした	:t	
全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。			
上記のとおり判定	する。	平成28年4月28日	
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 Tel 079-221-2579			
備 考			
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。			

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-013号

	① 道 路	2	道路
道 路 の 種 類	_		_
私道等の地番	_		_
私道等の地目	_		_
私道等の所有者	_		_
道 路 の 側 溝	-		_
道 路 の 舗 装	-		_
道路の幅員	※該当地で計測してくださ	:い ※該当地	で計測してください
道路の延長	ı		_
道路の境界明示等	1		1
道路として使用された 時期	_		_
判断結果 (別図の範囲) 認定又は許可条件等	□ 建築基準法第42条第2 □ 建築基準法第42条第2 □ 建築基準法第43条第2 (認定又は許可申請。 □ 建築基準法上、道路 全ての条件に該当する場合、 て、包括同意基準2又は3ー 該当しない場合は、個別案件。 許可申請に関しては、事前に	項第3号による道路 項になりうる空地 必要) 扱いしない。 法第43条第1項ただ (5)に該当することが 審査となります。	ぶできます。
上記のとおり判定	する。		平成28年4月28日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 1EL 079-221-2579			
備考			
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。			

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-014号

	① 道 路	② 道 路
道 路 の 種 類	_	_
私道等の地番	-	-
私道等の地目	-	-
私道等の所有者	-	-
道路の側溝	_	_
道 路 の 舗 装	-	-
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	-	-
道路の境界明示等	-	-
道路として使用された 時期	-	_
	☑ ① 建築基準法第42条第2項による	
判断結果	建築基準法第42条第1項第3号	
(別図の範囲)	□ 建築基準法第43条第2項になり (認定又は許可申請必要)	りつる空地
	□ 建築基準法上、道路扱いしな	い。
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定	!する。	平成28年5月10日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 Tel 079-221-2579		
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-015号

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	_	_
私道等の地番	_	_
私道等の地目	_	_
私道等の所有者	_	_
道路の側溝	_	_
道路の舗装	_	_
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	_	_
道路の境界明示等	_	_
道路として使用された 時期	-	-
判断結果(別図の範囲)	□ 建築基準法第42条第2項によ 建築基準法第42条第1項第3号 ② ① 建築基準法第43条第2項にな (認定又は許可申請必要) □ 建築基準法上、道路扱いした 全での条件に該当する場合、法第4で て、包括同意基準3-(5)に該当する 該当しない場合は、個別案件審査とな 許可申請に関しては、事前に建築指導	けによる道路 りうる空地 い。 3条第1項ただし書の許可申請におい らことができます。 よります。
認定又は許可条件等	計り中間に関しては、 事前に建業相等	豪森 & € 1岬作畝 √ /こでい 。
上記のとおり判定	ける。	平成28年5月10日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 Tel 079-221-2579		
備考		
別途調査をお願いし 注2]建築予定地の道路幅	基準法第42条による道路の判断のために行ます。また、土地の形状、所有権等の権利員については、確認申請時に現地で再確認 財政が現地と相違している場合があります	してください。

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-016号

	① 道 路	2	道路
道路の種類	_		_
私道等の地番	_		_
私道等の地目	_		_
私道等の所有者	_		_
道 路 の 側 溝	_		_
道 路 の 舗 装	_		_
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で	計測してください
道路の延長	ı		_
道路の境界明示等	ı		1
道路として使用された 時期	_		_
判断結果 (別図の範囲) 認定又は許可条件等	□ 建築基準法第42条第2項 □ 建築基準法第42条第1項 ☑ ① 建築基準法第43条第2項 (認定又は許可申請必要 □ 建築基準法上、道路扱い 全ての条件に該当する場合、法領 て、包括同意基準3-(5)に該該当しない場合は、個別案件審認 許可申請に関しては、事前に建筑	第3号による道路 になりうる空地 要) いしない。 第43条第1項ただし 当することができます 査となります。	0
上記のとおり判定	する。		平成28年5月10日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 Tel 079-221-2579			
備考			
別途調査をお願いし 注2]建築予定地の道路幅	基準法第42条による道路の判断のたるます。また、土地の形状、所有権等の はないでは、確認申請時に現地で表現のでは、確認申請時に現地で表現である。	D権利関係を表示するも 再確認してください。	

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-017号

	① 道 路	② 道 路
道 路 の 種 類	_	_
私道等の地番	-	_
私道等の地目		_
私道等の所有者	_	_
道路の側溝	_	_
道路の舗装	_	_
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	_	_
道路の境界明示等	_	_
道路として使用された時期	_	
判 断 結 果 (別図の範囲)	□ 建築基準法第42条第2項に □ 建築基準法第42条第1項第 ☑ ① 建築基準法第43条第2項に (認定又は許可申請必要) □ 建築基準法上、道路扱い	3号による道路 なりうる空地
全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。		
上記のとおり判定	する。	平成28年5月10日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 Tel 079-221-2579		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。		

注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-018号

	① 道 路	② 道 路	
道 路 の 種 類	_	_	
私道等の地番	_	_	
私道等の地目	_	_	
私道等の所有者	_	-	
道 路 の 側 溝	_	_	
道 路 の 舗 装	_	-	
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください	
道路の延長	_	_	
道路の境界明示等	_	_	
道路として使用された 時期	-	1	
	□ 建築基準法第42条第2項によ		
判断結果	□ 建築基準法第42条第1項第3号 ☑ ① 建築基準法第43条第2項にな		
(別図の範囲)	(認定又は許可申請必要)		
	□ 建築基準法上、道路扱いしな	•	
	全ての条件に該当する場合、法第43 て、包括同意基準3-(5)に該当する 該当しない場合は、個別案件審査とな	らことができます。	
 認定又は許可条件等	該国しない場合は、個別条件番重とで 許可申請に関しては、事前に建築指導	けります。 算課まで御相談ください。	
上記のとおり判定		平成28年5月17日	
〒 670-8501 姫路市	HI-11-7-J U-1	ちづくり推進部	
	建築指導	課 ℡ 079-221-2579	
. J			
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については			
	別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。		
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。			

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-019号

	① 道 路	② 道 路
道 路 の 種 類	_	_
私道等の地番	_	_
私道等の地目	_	_
私道等の所有者	_	_
道路の側溝	_	_
道路の舗装	_	_
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	_	_
道路の境界明示等	_	_
道路として使用された時期	_	_
判断結果(別図の範囲)	✓ ① 建築基準法第42条第2項に→ 建築基準法第42条第1項第✓ ② 建築基準法第43条第2項に(認定又は許可申請必要)✓ ③ 建築基準法上、道路扱い	3号による道路 なりうる空地
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第 て、包括同意基準3-(5)または 該当しない場合は、個別案件審査 許可申請に関しては、事前に建築	43条第1項ただし書の許可申請におい3-(6)に該当することができます。 となります。 指導課まで御相談ください
上記のとおり判定	ける。	平成28年5月20日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 Tel 079-221-2579		
備考		
別途調査をお願いし 注2]建築予定地の道路幅		

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-020号

	① 道 路	② 道 路
道 路 の 種 類	_	_
私道等の地番	_	_
私道等の地目	_	_
私道等の所有者	-	_
道 路 の 側 溝	_	_
道 路 の 舗 装	-	_
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	_	_
道路の境界明示等	_	_
道路として使用された 時期	-	_
判断結果	☑ ① 建築基準法第42条第2項による □ 建築基準法第42条第1項第3号	- · - · · · ·
(別図の範囲)	☑ ② 建築基準法第43条第2項になり (認定又は許可申請必要)	りうる空地
	□ 建築基準法上、道路扱いしな	l,
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43 て、包括同意基準3-(5)に該当する 該当しない場合は、個別案件審査とな 許可申請に関しては、事前に建築指導	ことができます。 :ります。
上記のとおり判定	ける。	平成28年5月20日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 Tel 079-221-2579		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-021号

	① 道 路	2	道路
道 路 の 種 類	_		_
私道等の地番	_		_
私道等の地目	_		_
私道等の所有者	_		_
道 路 の 側 溝	_		_
道 路 の 舗 装	_		_
道路の幅員	※該当地で計測してくださし	※該当地で	計測してください
道路の延長	_		_
道路の境界明示等	_		_
道路として使用された 時期	_		_
判断結果 (別図の範囲) 認定又は許可条件等	□ 建築基準法第42条第2項 □ 建築基準法第42条第1項 ☑ ① 建築基準法第43条第2項 (認定又は許可申請必要 □ 建築基準法上、道路扱い 全ての条件に該当する場合、法 て、包括同意基準3-(5)に該 該当しない場合は、個別案件審 許可申請に関しては、事前に建	第3号による道路 になりうる空地 要) いしない。 第43条第1項ただし 当することができます。 査となります。	0
上記のとおり判定	ける。		平成28年5月18日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 Tel 079-221-2579			
備考			
別途調査をお願いし 注2]建築予定地の道路幅	基準法第42条による道路の判断のた。 ます。また、土地の形状、所有権等 員については、確認申請時に現地で 形図が現地と相違している場合があ	D権利関係を表示するもの 再確認してください。	

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-022号

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	_	_
私道等の地番	_	_
私道等の地目	_	_
私道等の所有者	_	_
道路の側溝	_	-
道路の舗装	_	-
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	_	-
道路の境界明示等	-	1
道路として使用された 時期	-	1
判断結果(別図の範囲)	図 ① 建築基準法第42条第2項による 建築基準法第42条第1項第3号 図 建築基準法第43条第2項にな (認定又は許可申請必要) □ 建築基準法上、道路扱いしな 全ての条件に該当する場合、法第43 て、包括同意基準3-(5)に該当する 該当しない場合は、個別案件審査とな	たによる道路 りうる空地 にい。 3条第1項ただし書の許可申請におい うことができます。 よります。
認定又は許可条件等	許可申請に関しては、事前に建築指導	謀まで御相談ください。
上記のとおり判定	ける。	平成28年5月26日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 Tel 079-221-2579		
備考		
別途調査をお願いし 注2]建築予定地の道路幅	基準法第42条による道路の判断のために行 ます。また、土地の形状、所有権等の権利 員については、確認申請時に現地で再確認 形図が現地と相違している場合があります	関係を表示するものではありません。 してください。

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-023号

	① 道 路	② 道 路
道 路 の 種 類	_	-
私道等の地番	_	_
私道等の地目	_	_
私道等の所有者	_	_
道 路 の 側 溝	_	_
道 路 の 舗 装	_	-
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	_	_
道路の境界明示等	_	_
道路として使用された 時期	-	-
判断結果	□ 建築基準法第42条第2項によ □ 建築基準法第42条第1項第3号	
(別図の範囲)	☑ ① 建築基準法第43条第2項にな (認定又は許可申請必要)	りうる空地
	☑ ② 建築基準法上、道路扱いした	: l'.
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43 て、包括同意基準3-(5)に該当する 該当しない場合は、個別案件審査とな 許可申請に関しては、事前に建築指導	らことができます。 らります。
上記のとおり判定	する。	平成28年5月24日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 Tel 079-221-2579		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-024号

	① 道 路	② 道 路	
道 路 の 種 類	_	_	
私道等の地番	_	_	
私道等の地目	_	_	
私道等の所有者	_	_	
道 路 の 側 溝	_	_	
道 路 の 舗 装	_	_	
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください	
道路の延長	_	_	
道路の境界明示等	_	_	
道路として使用された 時期	_	-	
	□ 建築基準法第42条第2項によ	- 1—11	
判断結果	□ 建築基準法第42条第1項第3号 ☑ ① 建築基準法第43条第2項にな		
(別図の範囲)	(認定又は許可申請必要)		
	□ 建築基準法上、道路扱いしな		
	全ての条件に該当する場合、法第43 て、包括同意基準3-(5)に該当する 該当しない場合は、個別案件審査とな	ることができます。	
認定又は許可条件等	該当しない場合は、個別条件番丘とで 許可申請に関しては、事前に建築指導	まります。 算課まで御相談ください。	
上記のとおり判定		平成28年5月26日	
〒 670-8501 姫路市	אס פיירי ווא	ちづくり推進部	
	建築指導	課 16 079-221-2579	
ביי ואו			
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については			
	別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。		
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。			

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-025号

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	_	_
私道等の地番	_	_
私道等の地目	_	_
私道等の所有者	_	_
道路の側溝	_	_
道路の舗装	_	_
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	_	_
道路の境界明示等	_	
道路として使用された 時期	_	_
判断結果(別図の範囲)	□ 建築基準法第42条第2項による道路 □ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑ 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) □ 建築基準法上、道路扱いしない。 全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、①は包括同意基準3-(5)、②は包括同意基準3-(1)及び3-(5)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。	
認定又は許可条件等	許可申請に関しては、事前に建築指導	まりより。 算課まで御相談ください。
上記のとおり判定	ける。	平成28年5月25日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 Tel 079-221-2579		
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。		

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-026号

	① 道 路	各	2	道	路
道路の種類	_			_	
私道等の地番	_			_	
私道等の地目	_			_	
私道等の所有者	_			_	
道路の側溝	_			_	
道 路 の 舗 装	_			_	
道路の幅員	※該当地で計測してく	ださい	※該当地で計	測してく	ください
道路の延長	_			_	
道路の境界明示等	_			_	
道路として使用された 時期	_			_	
	☑ ① 建築基準法第42条				
判 断 結 果	│ □ 建築基準法第42条 │ □ 建築基準法第43条				
(別図の範囲) (認定又は許可申請必要)					
□ 建築基準法上、道路扱いしない。 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □					
 認定又は許可条件等					
上記のとおり判定	する。			平成28年	₽5月25日
〒 670-8501 姫路市			ちづくり推進さ	••	
建築指導課					
道路判定番号H31-089号にて判定範囲変更					
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については 別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。					
	,ます。また、土地の形状、所有 ፤員については、確認申請時に琲			ではあり	ません。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。					

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-027号

	① 道 路	② 道 路	
道 路 の 種 類	_	-	
私道等の地番	_	_	
私道等の地目	_	_	
私道等の所有者	-	_	
道 路 の 側 溝	_	_	
道 路 の 舗 装	-	_	
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください	
道路の延長	_	_	
道路の境界明示等	_	_	
道路として使用された 時期	_	1	
	□ 建築基準法第42条第2項による	- 1 1	
判 断 結 果	□ 建築基準法第42条第1項第3号 ☑ ①② 建築基準法第43条第2項にな		
(別図の範囲) (認定又は許可申請必要)			
	□ 建築基準法上、道路扱いしな		
全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、①は包括同意基準2又は3-(4)、3-(5)、②は包括同意基準3-(5)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。			
上記のとおり判定	! :する。	平成28年5月25日	
		1 13220 - 07120 1	
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 Tel 079-221-2579			
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。			

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-028号

	① 道 路	② 道 路	
道 路 の 種 類	_	_	
私道等の地番	_	_	
私道等の地目	_	_	
私道等の所有者	-	-	
道 路 の 側 溝	_	_	
道 路 の 舗 装	-	-	
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください	
道路の延長	_	_	
道路の境界明示等	_	_	
道路として使用された 時期	-	-	
	□ 建築基準法第42条第2項によっては3.5mm		
判断結果	判 断 結 果 □ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑ ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地		
(別図の範囲)	(別図の範囲) (認定又は許可申請必要)		
	□ 建築基準法上、道路扱いしな 全ての条件に該当する場合、法第43		
	- エマジストに設コップリング - て、包括同意基準3-(4)に該当する - 該当しない場合は、個別案件審査とな	らことができます。	
認定又は許可条件等	許可申請に関しては、事前に建築指導	課まで御相談ください。	
上記のとおり判定	する。	平成28年5月27日	
〒 670-8501 姫路市	HI-11-7-3 O	ちづくり推進部	
建築指導課 № 16 079-221-2579			
 備 考			
-			
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については			
別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。			
	注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-029号

	① 道 路	2	道 路	
道 路 の 種 類	_			
私道等の地番	_		_	
私道等の地目	_		_	
私道等の所有者	_		_	
道路の側溝	_		_	
道路の舗装	_		_	
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計	測してください	
道路の延長	_			
道路の境界明示等	_			
道路として使用された 時期	_		_	
	□ 建築基準法第42条第2項によ			
判断結果	判 断 結 果 □ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ▼ □ ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地			
(別図の範囲) (認定又は許可申請必要)				
▼ ② 建築基準法上、道路扱いしない。				
	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3ー(5)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。			
認定又は許可条件等 認定又は許可条件等	該国しない場合は、個別条件番宜となり 許可申請に関しては、事前に建築指導	ょります。 算課まで御相談くだり	さい。	
上記のとおり判定		:	平成28年5月30日	
〒 670-8501 姫路市	ט ניירויום	ちづくり推進部	ß	
	建築指導課 16 079-221-2579			
_明				
 注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については				
	。 ます。また、土地の形状、所有権等の権利		ではありません。	
注3]判定図に使用した地	2形図が現地と相違している場合があります Dいては、建築指導課道路担当窓口までお問	0		

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-030号

	① 道 路	2	道路
道 路 の 種 類	-		-
私道等の地番	-		-
私道等の地目	_		_
私道等の所有者	_		_
道路の側溝	_		_
道路の舗装	ı		_
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で	計測してください
道路の延長	-		-
道路の境界明示等	-		-
道路として使用された 時期	ı		
型築基準法第42条第2項による道路 型築基準法第42条第1項第3号による道路 型築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) ■ 1 建築基準法上、道路扱いしない。			
認定又は許可条件等			
上記のとおり判定	する。		平成28年6月2日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 Tel 079-221-2579			
備考			
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。			

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-031号

	① 道 路	② 道 路	
道 路 の 種 類	_	_	
私道等の地番	_	_	
私道等の地目	_	_	
私道等の所有者	_	_	
道 路 の 側 溝	_	_	
道 路 の 舗 装	-	_	
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください	
道路の延長	_	_	
道路の境界明示等	_	_	
道路として使用された 時期	-	_	
	□ 建築基準法第42条第2項による	- · - · · · ·	
判 断 結 果	□ 建築基準法第42条第1項第3号 ☑ ① 建築基準法第43条第2項になり		
(別図の範囲) (認定又は許可申請必要)			
	□ 建築基準法上、道路扱いしな		
全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。			
上記のとおり判定	ける。	平成28年5月25日	
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 Tel 079-221-2579			
備 考			
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。			

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-032号

	① 道 路	② 道 路
道 路 の 種 類	-	_
私道等の地番	-	-
私道等の地目	-	-
私道等の所有者	_	_
道 路 の 側 溝	-	-
道 路 の 舗 装	-	_
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	-	-
道路の境界明示等	_	_
道路として使用された 時期	_	_
 型 ① 建築基準法第42条第2項による道路 型 ① 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) ② 建築基準法上、道路扱いしない。 全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請におい 		
て、包括同意基準3-(5)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。		
上記のとおり判定する。 平成28年6月6日		

平成28年6月6日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地

都市局まちづくり推進部 建築指導課 % 079-221-2579

備考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については 別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。

- 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
- 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
- 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-033号

	① 道 路	② 道 路	
道 路 の 種 類	_	_	
私道等の地番	_	_	
私道等の地目	_	_	
私道等の所有者	_	_	
道路の側溝	_	_	
道 路 の 舗 装	_	_	
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください	
道路の延長	_	_	
道路の境界明示等	_	_	
道路として使用された 時期	-	-	
 型 ① 建築基準法第42条第2項による道路 単 断 結 果 (別図の範囲) ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) ☑ ③ 建築基準法上、道路扱いしない。 			
全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)または3-(6)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください			
上記のとおり判定	ける。	平成28年5月30日	
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 ℡ 079-221-2579			
備 考			
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。			

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-034号

	① 道 路	② 道 路	
道路の種類	_	_	
私道等の地番	_	_	
私道等の地目	_	_	
私道等の所有者	_	_	
道 路 の 側 溝	_	-	
道 路 の 舗 装	_	-	
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください	
道路の延長	_	_	
道路の境界明示等	_	_	
道路として使用された 時期	_	_	
判断結果 (別図の範囲) 認定又は許可条件等	□ 建築基準法第42条第2項によ 建築基準法第42条第1項第3号 ② 建築基準法第43条第2項にな (認定又は許可申請必要) ② 建築基準法上、道路扱いしな 全ての条件に該当する場合、法第43 て、包括同意基準3-(5)に該当する 該当しない場合は、個別案件審査とな 許可申請に関しては、事前に建築指導	けによる道路 りうる空地 い。 3条第1項ただし書の許可申請におい うことができます。 よります。	
上記のとおり判定	! !する。	平成28年5月31日	
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 Tel 079-221-2579			
備 考			
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。			

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-035号

	① 道 路	② 道 路	
道 路 の 種 類	-	_	
私道等の地番	-	_	
私道等の地目	-	_	
私道等の所有者	-	_	
道路の側溝	-	_	
道 路 の 舗 装	-	_	
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください	
道路の延長	_	_	
道路の境界明示等	_	_	
道路として使用された 時期	-	_	
	□ 建築基準法第42条第2項による	- 6道路	
 判 断 結 果	□ 建築基準法第42条第1項第3号		
(別図の範囲)			
	□ 建築基準法上、道路扱いしな	l'.	
全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。			
上記のとおり判定	ける。	平成28年6月9日	
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 Tel 079-221-2579			
備 考			
市道花田33号線。認定幅員4m以上の部分は、42-1-1道路			
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。			

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-036号

	① 道 路	2	道 路
道 路 の 種 類	-		-
私道等の地番	-		-
私道等の地目	-		_
私道等の所有者	-		_
道路の側溝	-		_
道路の舗装	ı		_
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で	計測してください
道路の延長	ı		_
道路の境界明示等	ı		
道路として使用された 時期	ı		
世 全 集 準 法 第 42 条 第 2 項 に よ る 道路 建 築 基 準 法 第 42 条 第 1 項 第 3 号 に よ る 道路 建 築 基 準 法 第 43 条 第 2 項 に な り う る 空 地 (認定又は許可申請必要) ✓ ① 建 築 基 準 法 上、道路扱いしない。			
認定又は許可条件等			
上記のとおり判定	する。		平成28年6月13日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 Tel 079-221-2579			
備考			
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。			

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-037号

	① 道 路	2	道路
道 路 の 種 類	_		_
私道等の地番	_		
私道等の地目	_		_
私道等の所有者	_		_
道 路 の 側 溝	_		_
道 路 の 舗 装	_		_
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で記	計測してください
道路の延長	-		_
道路の境界明示等	_		_
道路として使用された 時期	_		
	建築基準法第42条第2項[
判 断 結 果	□ 建築基準法第42条第1項第 □ 建築基準法第43条第2項1		
(別図の範囲)	(認定又は許可申請必要		
	☑ ① 建築基準法上、道路扱い	しない。	
認定又は許可条件等			
上記のとおり判定	<u> </u> 		
工能のこのサール	: ୨ ର _୦ 		平成28年6月13日
〒 670-8501 姫路市	安田四丁目1番地 おまま	品まちづくり推進	部
1 070 0001 ATTENTION	HIPTOP	· · · · · ·	. ค.ศ -221–2579
	22.7.1	- () Pale	
備 考			
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については			
別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。			
	b形図が現地と相違している場合があり いては、建築指導課道路担当窓口まで		

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-038号

	① 道 路	② 道 路	
道 路 の 種 類	_	-	
私道等の地番	_	-	
私道等の地目	_	-	
私道等の所有者	_	_	
道路の側溝	_	-	
道路の舗装	-	-	
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください	
道路の延長	_	-	
道路の境界明示等	_	_	
道路として使用された 時期	-	1	
判断結果 (別図の範囲) 認定又は許可条件等	□ 建築基準法第42条第2項による 建築基準法第42条第1項第3号 ② ① 建築基準法第43条第2項にな (認定又は許可申請必要) □ 建築基準法上、道路扱いしな 全ての条件に該当する場合、法第43 て、包括同意基準3 - (5)または3 - 該当しない場合は、個別案件審査とな 許可申請に関しては、事前に建築指導	たによる道路 りうる空地 にい。 3条第1項ただし書の許可申請におい -(6)に該当することができます。 よります。	
上記のとおり判定	する。		
工品07 2 63 7 11 元	. 7 0 0	平成28年6月10日	
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 Tel 079-221-2579			
備考			
別途調査をお願いし 注2]建築予定地の道路幅	基準法第42条による道路の判断のために行 ます。また、土地の形状、所有権等の権利 員については、確認申請時に現地で再確認 形図が現地と相違している場合があります	関係を表示するものではありません。 してください。	

注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-039号

	① 道 路	② 道 路	
道 路 の 種 類	_	-	
私道等の地番	_	_	
私道等の地目	-	-	
私道等の所有者	-	-	
道路の側溝	-	-	
道 路 の 舗 装	-	-	
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください	
道路の延長	_	-	
道路の境界明示等	_	_	
道路として使用された 時期	-	-	
判断結果(別図の範囲)	✓ ① 建築基準法第42条第2項による 建築基準法第42条第1項第3号✓ ② 建築基準法第43条第2項になり (認定又は許可申請必要)□ 建築基準法上、道路扱いしな	による道路 りうる空地	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43 て、包括同意基準2または3-(4)に 該当しない場合は、個別案件審査とな 許可申請に関しては、事前に建築指導	:該当することができます。 :ります。	
上記のとおり判定	する。	平成28年6月15日	
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 1EL 079-221-2579			
備 考			
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。			

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-040号

	① 道 路	② 道 路	
道路の種類	_	_	
私道等の地番	_	_	
私道等の地目	_	_	
私道等の所有者	_	_	
道路の側溝	_	_	
道路の舗装	_	_	
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください	
道路の延長	_	_	
道路の境界明示等	_	-	
道路として使用された 時期	_	-	
判 断 結 果 (別図の範囲) 認定又は許可条件等	□ 建築基準法第42条第2項によ 建築基準法第42条第1項第3号 ② ① 建築基準法第43条第2項にな (認定又は許可申請必要) □ 建築基準法上、道路扱いした 全ての条件に該当する場合、法第4名 で、包括同意基準3-(5)に該当する 該当しない場合は、個別案件審査とな 許可申請に関しては、事前に建築指導	けによる道路 りうる空地 い。 3条第1項ただし書の許可申請におい うことができます。 よります。	
上記のとおり判定	ける。	平成28年6月17日	
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 Tel 079-221-2579			
備考			
別途調査をお願いし 注2]建築予定地の道路幅	基準法第42条による道路の判断のために行 ます。また、土地の形状、所有権等の権利 員については、確認申請時に現地で再確認 形図が現地と相違している場合があります	してください。	

注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-041号

	① 道 路	② 道 路	
道 路 の 種 類	_	-	
私道等の地番	_	-	
私道等の地目	_	-	
私道等の所有者	_	_	
道路の側溝	_	-	
道路の舗装	-	-	
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください	
道路の延長	_	-	
道路の境界明示等	_	_	
道路として使用された 時期	-	1	
判断結果 (別図の範囲) 認定又は許可条件等	□ 建築基準法第42条第2項による 建築基準法第42条第1項第3号 ② ① 建築基準法第43条第2項にな (認定又は許可申請必要) □ 建築基準法上、道路扱いしな 全ての条件に該当する場合、法第43 て、包括同意基準3-(5)または3- 該当しない場合は、個別案件審査とな 許可申請に関しては、事前に建築指導	たによる道路 りうる空地 にい。 3条第1項ただし書の許可申請におい -(6)に該当することができます。 よります。	
1 = 2 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	-1-7		
上記のとおり判定	ける。 	平成28年6月21日	
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 ℡ 079-221-2579			
備考			
別途調査をお願いし 注2]建築予定地の道路幅	基準法第42条による道路の判断のために行 ます。また、土地の形状、所有権等の権利 員については、確認申請時に現地で再確認 形図が現地と相違している場合があります	関係を表示するものではありません。 してください。	

注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-042号

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	_	_
私道等の地番	_	_
私道等の地目	-	_
私道等の所有者	-	_
道路の側溝	-	_
道 路 の 舗 装	-	_
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	_	_
道路の境界明示等	_	_
道路として使用された 時期	_	_
	□ 建築基準法第42条第2項による	5道路
判断結果	☑ ① 建築基準法第42条第1項第3号	
(別図の範囲)	□ 建築基準法第43条第2項になり (認定又は許可申請必要)	りうる空地
	□ 建築基準法上、道路扱いしな	L\ _o
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定	!する。	平成28年12月13日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 ℡ 079-221-2579		
備考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については 別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。		
注3]判定図に使用した地	福員については、確認申請時に現地で再確認 記形図が現地と相違している場合があります。	0
注4]この判定の詳細につ	いては、建築指導課道路担当窓口までお問	い合わせください。

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-043号

	① 道 路	② 道 路
道 路 の 種 類	-	_
私道等の地番	-	_
私道等の地目	-	_
私道等の所有者	-	_
道 路 の 側 溝	-	_
道 路 の 舗 装	-	_
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	-	_
道路の境界明示等	_	_
道路として使用された 時期	-	_
	□ 建築基準法第42条第2項による	- · - · · · ·
判 断 結 果	□ 建築基準法第42条第1項第3号 ☑ ① 建築基準法第43条第2項になり	
(別図の範囲)	(認定又は許可申請必要)	
	□ 建築基準法上、道路扱いしな	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43 て、包括同意基準3-(5)に該当する 該当しない場合は、個別案件審査とな 許可申請に関しては、事前に建築指導	ことができます。 :ります。
上記のとおり判定	ける。	平成28年6月28日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 Tel 079-221-2579		
備考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-044号

	① 道 路	② 道 路
道 路 の 種 類	-	_
私道等の地番	-	_
私道等の地目	-	_
私道等の所有者	-	_
道 路 の 側 溝	-	_
道 路 の 舗 装	-	_
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	-	_
道路の境界明示等	_	_
道路として使用された 時期	-	_
	□ 建築基準法第42条第2項による	- · - · · · ·
判 断 結 果	□ 建築基準法第42条第1項第3号 ☑ ① 建築基準法第43条第2項になり	
(別図の範囲)	(認定又は許可申請必要)	
	□ 建築基準法上、道路扱いしな	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43 て、包括同意基準3-(5)に該当する 該当しない場合は、個別案件審査とな 許可申請に関しては、事前に建築指導	ことができます。 :ります。
上記のとおり判定	ける。	平成28年6月28日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 Tel 079-221-2579		
備考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-045号

	① 道 路	② 道 路
道 路 の 種 類	_	-
私道等の地番	_	_
私道等の地目	_	_
私道等の所有者	-	_
道 路 の 側 溝	_	_
道 路 の 舗 装	-	_
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	_	_
道路の境界明示等	_	_
道路として使用された 時期	-	1
判断結果(別図の範囲)	✓ ① 建築基準法第42条第2項による 建築基準法第42条第1項第3号✓ ② 建築基準法第43条第2項にな (認定又は許可申請必要)□ 建築基準法上、道路扱いしな	による道路 りうる空地
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43 て、包括同意基準2又は3-(5)に該 該当しない場合は、個別案件審査とな 許可申請に関しては、事前に建築指導	を当することができます。 います。
上記のとおり判定	ける。	平成28年6月28日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 Tel 079-221-2579		
備考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-046号

	① 道 路	② 道 路
道 路 の 種 類	-	_
私道等の地番	-	_
私道等の地目	-	_
私道等の所有者	-	_
道路の側溝	-	_
道 路 の 舗 装		_
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	_	_
道路の境界明示等		_
道路として使用された時期	_	_
	✓ ① 建築基準法第42条第2項による □ 建築基準法第42条第1項第3号	
判 断 結 果 (別図の範囲)	□ 建業基準法第42条第1項第35 ☑ 建築基準法第43条第2項になり (認定又は許可申請必要)	
	□ 建築基準法上、道路扱いしな	: L\ _o
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43 て、包括同意基準3-(5)に該当する 該当しない場合は、個別案件審査とな 許可申請に関しては、事前に建築指導	ことができます。 います。
上記のとおり判定	する。	平成28年7月5日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 Tel 079-221-2579		
備考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-047号

	① 道 路	② 道 路
道 路 の 種 類	_	_
私道等の地番	_	_
私道等の地目	_	_
私道等の所有者	_	_
道 路 の 側 溝	_	_
道 路 の 舗 装	_	_
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	_	_
道路の境界明示等	_	
道路として使用された 時期	_	_
	□ 建築基準法第42条第2項によ	- 1 1
判断結果	□ 建築基準法第42条第1項第3· □ 建築基準法第43条第2項にな	
(別図の範囲)	(認定又は許可申請必要)	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
	☑ ① 建築基準法上、道路扱いし	ない。
国宁卫计武司条件等		
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定	<u> </u> !する。	亚式20年7月7日
		平成28年7月7日
〒 670-8501 姫路市	安田四丁目1番地 都市局 司	まちづくり推進部 しゅうしゅう
	建築指導	拿課 TEL 079-221-2579
備考	ж I	
H30-162号により取浏	ヨレ	
別途調査をお願いし	ます。また、土地の形状、所有権等の権利	
	『員については、確認申請時に現地で再確』 『形図が現地と相違している場合がありまっ	
— · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	いては、建築指導課道路担当窓口までお	

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-048号

	① 道 路	② 道 路
道 路 の 種 類	_	-
私道等の地番	_	_
私道等の地目	_	_
私道等の所有者	_	_
道 路 の 側 溝	-	_
道 路 の 舗 装	-	_
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	_	_
道路の境界明示等	_	_
道路として使用された 時期	-	_
	□ 建築基準法第42条第2項による	- る道路
 判 断 結 果	□ 建築基準法第42条第1項第3号	
(別図の範囲)	□ 建築基準法第43条第2項になり (認定又は許可申請必要)	りうる空地
	 ☑ ① 建築基準法上、道路扱いしな	· Lv _o
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定	ける。	平成28年7月14日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 Tel 079-221-2579		
備考		
別途調査をお願いし 注2]建築予定地の道路幅 注3]判定図に使用した地	基準法第42条による道路の判断のために行ます。また、土地の形状、所有権等の権利員については、確認申請時に現地で再確認 財図が現地と相違している場合があります いては、建築指導課道路担当窓口までお問	関係を表示するものではありません。 してください。 。

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-049号

	① 道 路	② 道 路	
道 路 の 種 類	_	_	
私道等の地番	_	_	
私道等の地目	_	_	
私道等の所有者	_	_	
道路の側溝	_	_	
道路の舗装	-	_	
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してくだ	さい
道路の延長	_	_	
道路の境界明示等	_	_	
道路として使用された 時期	_	_	
	□ 建築基準法第42条第2項による		
判断結果	│ □ 建築基準法第42条第1項第3号 ☑ ① 建築基準法第43条第2項にな		
(別図の範囲)	(認定又は許可申請必要)		
	✓ ② 建築基準法上、道路扱いしな 全ての条件に該当する場合、法第43	-	1- 1 212
	主ての米什に該当する場合、法第43 て、包括同意基準3-(5)に該当する 該当しない場合は、個別案件審査とな	「朱弟・墳だたし書の計可中請」 うことができます。 Sulます	このい
 認定又は許可条件等	該当しない場合は、個別条件番組とる 許可申請に関しては、事前に建築指導	ます。 記課まで御相談ください。	
上記のとおり判定	ー ける。	平成28年7月	月5日
〒 670-8501 姫路市	HIJ 17 O	ちづくり推進部	
	建築指導	課 № 079-221-2579	
H30. 11. 8市道供用開始	台に伴い範囲変更		
	基準法第42条による道路の判断のために行		
	。ます。また、土地の形状、所有権等の権利 ፤員については、確認申請時に現地で再確認		ん。
— · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1形図が現地と相違している場合があります Dいては、建築指導課道路担当窓口までお問		

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-050号

	① 道 路	② 道 路
道 路 の 種 類	_	_
私道等の地番	_	_
私道等の地目	_	-
私道等の所有者	_	_
道 路 の 側 溝	_	-
道 路 の 舗 装	_	_
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	_	_
道路の境界明示等	_	_
道路として使用された 時期	-	1
▼ ① 建築基準法第42条第2項による道路		
全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)または3-(6)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください		
上記のとおり判定	ける。	平成28年7月15日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 Tel 079-221-2579		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-051号

	① 道 路	2	道路
道 路 の 種 類	_		
私道等の地番	_		_
私道等の地目	_		_
私道等の所有者	_		_
道 路 の 側 溝	_		
道路の舗装	_		_
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で	ご計測してください
道路の延長	_		
道路の境界明示等	_		_
道路として使用された 時期	_		_
理築基準法第42条第2項による道路			
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第 て、包括同意基準3-(4)または 該当しない場合は、個別案件審査 許可申請に関しては、事前に建築	3-(5)に該当する となります。	らことができます。
上記のとおり判定	ける。		平成28年7月15日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 Tel 079-221-2579			
備 考			
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。			

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-052号

	① 道 路	② 道 路	
道 路 の 種 類	_	_	
私道等の地番	_	_	
私道等の地目	_	_	
私道等の所有者	_	_	
道路の側溝	_	_	
道路の舗装	_	_	
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください	
道路の延長	_	_	
道路の境界明示等	_	_	
道路として使用された 時期	_	_	
判 断 結 果 (別図の範囲)	▶ (1) 建築基準法第43条第2項になりうる空地		
全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。			
上記のとおり判定	ける。	平成28年7月19日	
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 Tel 079-221-2579			
備 考			
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。			

注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-053号

	① 道 路	2	道路
道 路 の 種 類	_		_
私道等の地番	_		_
私道等の地目	_		_
私道等の所有者	_		_
道 路 の 側 溝	_		_
道 路 の 舗 装	_		_
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地	で計測してください
道路の延長	_		_
道路の境界明示等	_		_
道路として使用された 時期	_		_
判断結果 (別図の範囲) 認定又は許可条件等	□ 建築基準法第42条第2項 □ 建築基準法第42条第1項 ☑ ① 建築基準法第43条第2項 (認定又は許可申請必 □ 建築基準法上、道路扱 全ての条件に該当する場合、法 て、包括同意基準2に該当しない場合は、個別案件審 許可申請に関しては、事前に建	第3号による道路 になりうる空地 要) いしない。 第43条第1項ただ ことができます。 査となります。	
上記のとおり判定	ける。		平成28年7月15日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 Tel 079-221-2579			
備 考			
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。			

注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-055号

	① 道 路	② 道 路	
道 路 の 種 類	-	_	
私道等の地番	-	_	
私道等の地目	-	_	
私道等の所有者	-	_	
道 路 の 側 溝	-	_	
道 路 の 舗 装	-	_	
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください	
道路の延長	-	_	
道路の境界明示等	-	_	
道路として使用された 時期	-	_	
	□ 建築基準法第42条第2項による		
判 断 結 果	□ 建築基準法第42条第1項第3号 ☑ ① 建築基準法第43条第2項になり		
(別図の範囲)	(認定又は許可申請必要)		
	□ 建築基準法上、道路扱いしな		
全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。			
上記のとおり判定	ける。	平成28年7月25日	
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 Tel 079-221-2579			
備 考			
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。			

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-056号

	① 道 路	2	道路
道 路 の 種 類	_		
私道等の地番	_		
私道等の地目	_		_
私道等の所有者	_		_
道路の側溝	_		
道路の舗装	_		_
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で	計測してください
道路の延長	_		_
道路の境界明示等	_		_
道路として使用された 時期	_		_
判 断 結 果 (別図の範囲)	☑ 建築基準法第42条第2項(☑ ① 建築基準法第42条第1項9 ☐ 建築基準法第43条第2項(第3号による道路 こなりうる空地)	
認定又は許可条件等			
上記のとおり判定	ける。		平成28年7月25日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 Tel 079-221-2579			
備 考			
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。			

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-057号

	① 道 路	② 道 路
道 路 の 種 類	_	_
私道等の地番	_	_
私道等の地目	_	_
私道等の所有者	-	_
道 路 の 側 溝	_	_
道 路 の 舗 装	-	_
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	_	_
道路の境界明示等	_	_
道路として使用された 時期	-	_
	□ 建築基準法第42条第2項による	
判断結果	□ 建築基準法第42条第1項第3号 ☑ ① 建築基準法第43条第2項になり	
(別図の範囲)	(認定又は許可申請必要)	
	□ 建築基準法上、道路扱いしな 全ての条件に該当する場合、法第43	
	- エマジネーにいる。 - て、包括同意基準3-(5)に該当する - 該当しない場合は、個別案件審査とな	ことができます。
認定又は許可条件等	許可申請に関しては、事前に建築指導	課まで御相談ください。
上記のとおり判定	ける。	平成28年7月21日
〒 670-8501 姫路市	HI-11-7-0	ちづくり推進部 課 № 079-221-2579
	建築指導	床 IEL 0/9-221-25/9
 備 考		
	基準法第42条による道路の判断のために行 ます。また、土地の形状、所有権等の権利	
注2]建築予定地の道路幅	逼員については、確認申請時に現地で再確認	してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-058号

	① 道 路	2	道路
道 路 の 種 類	_		_
私道等の地番	_		_
私道等の地目	_		_
私道等の所有者	_		_
道 路 の 側 溝	_		_
道 路 の 舗 装	_		_
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で	計測してください
道路の延長	_		_
道路の境界明示等	-		1
道路として使用された 時期	_		_
判断結果 (別図の範囲) 認定又は許可条件等	□ 建築基準法第42条第2項(□ 建築基準法第42条第1項項	第3号による道路 になりうる空地 (こない。 「43条第1項ただし もすることができます。 「Eとなります。	5
上記のとおり判定	きする。		平成28年7月25日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 Tel 079-221-2579			
備 考			
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。			

注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-059号

	① 道 路	② 道 路	
道 路 の 種 類	_	-	
私道等の地番	_	_	
私道等の地目	_	_	
私道等の所有者	_	_	
道 路 の 側 溝	_	_	
道 路 の 舗 装	_	_	
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください	
道路の延長	-	_	
道路の境界明示等	_	_	
道路として使用された 時期	_	-	
	□ 建築基準法第42条第2項による	- 1 1	
判断結果	□ 建築基準法第42条第1項第3号 ☑ ① 建築基準法第43条第2項にな		
(別図の範囲)	(認定又は許可申請必要)		
	□ 建築基準法上、道路扱いしな		
	全ての条件に該当する場合、法第43 て、包括同意基準3-(5)に該当する	うことができます。	
認定又は許可条件等	該当しない場合は、個別案件審査とな 許可申請に関しては、事前に建築指導	ります。 連課まで御相談ください。	
上記のとおり判定	ける。	平成28年8月5日	
		十成20年0月0日	
〒 670-8501 姫路市	安田四丁目1番地 都市局ま	ちづくり推進部	
	建築指導	課 ℡ 079-221-2579	
備 考			
注1] この判字妻は 建築	注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については		
別途調査をお願いし	別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。		
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。			
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。			

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-060号

	① 道 路	② 道 路
道 路 の 種 類	-	_
私道等の地番	-	_
私道等の地目	-	_
私道等の所有者	-	_
道 路 の 側 溝	-	_
道 路 の 舗 装	-	_
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	-	_
道路の境界明示等	_	_
道路として使用された 時期	_	_
理築基準法第42条第2項による道路		
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定	ける。	平成28年8月1日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 Tel 079-221-2579		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-061号

	① 道 路	② 道 路	
道 路 の 種 類	_	-	
私道等の地番	-	_	
私道等の地目	_	_	
私道等の所有者	-	-	
道 路 の 側 溝	_	_	
道 路 の 舗 装	-	-	
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください	
道路の延長	_	_	
道路の境界明示等	_	-	
道路として使用された 時期	-	1	
	□ 建築基準法第42条第2項によっており。□ オーダー・オーダー・オーダー・オーダー・オーダー・オーダー・オーダー・オーダー	- 1 1	
判断結果	□ 建築基準法第42条第1項第3号 ☑ ① 建築基準法第43条第2項にな		
(別図の範囲)	(認定又は許可申請必要)		
	□ 建築基準法上、道路扱いしな 全ての条件に該当する場合、法第43		
	王	っことができます。	
 認定又は許可条件等	談当しない場合は、個別来作者且とでは 許可申請に関しては、事前に建築指導	誤まで御相談ください。	
上記のとおり判定	!する。	平成28年8月2日	
〒 670-8501 姫路市	HI-11-7-3 O	ちづくり推進部	
	建築指導	課 1⊾ 079-221-2579	
-			
	注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については 別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。		
注2]建築予定地の道路幅	注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。		
	注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-062号

	① 道 路	② 道 路	
道 路 の 種 類	_	-	
私道等の地番	_	_	
私道等の地目	_	_	
私道等の所有者	_	_	
道 路 の 側 溝	_	_	
道 路 の 舗 装	_	_	
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください	
道路の延長	-	_	
道路の境界明示等	_	_	
道路として使用された 時期	_	-	
	□ 建築基準法第42条第2項による	- 1 1	
判断結果	□ 建築基準法第42条第1項第3号 ☑ ① 建築基準法第43条第2項にな		
(別図の範囲)	(認定又は許可申請必要)		
	□ 建築基準法上、道路扱いしな		
	全ての条件に該当する場合、法第43 て、包括同意基準3-(5)に該当する	うことができます。	
認定又は許可条件等	該当しない場合は、個別案件審査とな 許可申請に関しては、事前に建築指導	ります。 連課まで御相談ください。	
上記のとおり判定	ける。	平成28年8月5日	
		十成20年0月0日	
〒 670-8501 姫路市	安田四丁目1番地 都市局ま	ちづくり推進部	
	建築指導	課 ℡ 079-221-2579	
備 考			
注1] この判字妻は 建築	注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については		
別途調査をお願いし	別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。		
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。			
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。			

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-063号

	① 道 路	② 道 路			
道路の種類	_	_			
私道等の地番	_	_			
私道等の地目	_	_			
私道等の所有者	_	_			
道路の側溝	-	_			
道 路 の 舗 装	-	_			
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください			
道路の延長	_				
道路の境界明示等		_			
道路として使用された時期					
	□ 建築基準法第42条第2項による □ 建築基準法第42条第1項第3号				
判 断 結 果 (別図の範囲)	□ 建築基準法第42条第1項第3号 ☑ ① 建築基準法第43条第2項になり (認定又は許可申請必要)				
	□ 建築基準法上、道路扱いしな	را، 			
全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(4)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。					
上記のとおり判定	する。	平成28年8月5日			
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 ℡ 079-221-2579					
備考	備 考				
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。					

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-064号

	① 道 路		2	道	路
道 路 の 種 類	_			_	
私道等の地番	_			_	
私道等の地目	_			_	
私道等の所有者	_			_	
道 路 の 側 溝	_			_	
道路の舗装	_			_	
道路の幅員	※該当地で計測してくださ	ハ ※該当	地で計	·測してく	ください
道路の延長	_			_	
道路の境界明示等	_			_	
道路として使用された 時期	_			_	
	建築基準法第42条第27				
判 断 結 果	□ 建築基準法第42条第11 □ 建築基準法第43条第21		ì		
(別図の範囲)	(認定又は許可申請必	要)			
	☑ ① 建築基準法上、道路扱	いしない。			
認定又は許可条件等					
上記のとおり判定	ける。 			平成28年	F8月12日
〒 670-8501 姫路市	호미미구요 4 중사	・ロナム ごくい	1 <i>11</i> 4	-	
〒 070-8501 姫崎巾	HITT	i局まちづくり ≦指導課 ℡		が 221-2579	
	连 未	311等杯 "	L 013 Z	2013	
 備 考					
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については					
	ます。また、土地の形状、所有権等 「員については、確認申請時に現地で			ではあり	ません。
注3]判定図に使用した地	:形図が現地と相違している場合があ	ります。	-		
注4]この刊定の計細につ	いては、建築指導課道路担当窓口ま	じん问い合わせくだ	こさい。		

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-065号

	① 道 路	② 道 路		
道 路 の 種 類	_	_		
私道等の地番	-	_		
私道等の地目	_	_		
私道等の所有者	_	_		
道路の側溝	_	_		
道路の舗装	_	_		
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください		
道路の延長	_	_		
道路の境界明示等	_	_		
道路として使用された 時期	_	_		
理築基準法第42条第2項による道路				
認定又は許可条件等				
上記のとおり判定	ける。	平成28年8月10日		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 Tel 079-221-2579				
備 考				
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。				

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-066号

	① 道 路	② 道 路		
道 路 の 種 類	-	_		
私道等の地番	-	_		
私道等の地目	-	_		
私道等の所有者	-	_		
道 路 の 側 溝	-	_		
道 路 の 舗 装	_	_		
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください		
道路の延長	_	_		
道路の境界明示等	_	_		
道路として使用された時期	_	_		
	□ 建築基準法第42条第2項による	- · - · · · ·		
判 断 結 果 (別図の範囲)	┃ ✔ (1)建築基準法第43条第2項になりうる空地			
\ <u> </u>	□ 建築基準法上、道路扱いしな	· Lv.		
全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。				
上記のとおり判定	する。	平成28年8月12日		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 Tel 079-221-2579				
備 考				
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。				

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-067号

	① 道 路	② 道 路		
道 路 の 種 類	-	_		
私道等の地番	-	_		
私道等の地目	-	_		
私道等の所有者	-	_		
道 路 の 側 溝	-	_		
道 路 の 舗 装	_	_		
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください		
道路の延長	_	_		
道路の境界明示等	_	_		
道路として使用された時期	_	_		
	□ 建築基準法第42条第2項による	- · - · · · ·		
判 断 結 果 (別図の範囲)	┃ ✔ (1)建築基準法第43条第2項になりうる空地			
\ <u> </u>	□ 建築基準法上、道路扱いしな	· Lv.		
全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。				
上記のとおり判定	する。	平成28年8月12日		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 Tel 079-221-2579				
備 考				
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。				

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-068号

	① 道 路	② 道 路		
道 路 の 種 類	_	_		
私道等の地番	_	_		
私道等の地目	_	_		
私道等の所有者	_	_		
道 路 の 側 溝	_	_		
道 路 の 舗 装	_	_		
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください		
道路の延長	_	_		
道路の境界明示等	_	_		
道路として使用された 時期	_	_		
	□ 建築基準法第42条第2項によ			
判 断 結 果	□ 建築基準法第42条第1項第3号 □ 建築基準法第43条第2項にな			
(別図の範囲)	(認定又は許可申請必要)	ラブ のエ心		
	☑ ① 建築基準法上、道路扱いした	にい。 -		
·파스코스: 국정사 역				
認定又は許可条件等				
上記のとおり判定	<u> </u> する。	亚代20年0日12日		
		平成28年8月12日		
〒 670-8501 姫路市	安田四丁目1番地 都市局ま	まちづくり推進部		
	建築指導			
備考				
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については 別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。				
注2]建築予定地の道路幅	福員については、確認申請時に現地で再確認	思してください。		
	b形図が現地と相違している場合があります いいては、建築指導課道路担当窓口までお問			

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-069号

	① 道 路	② 道 路		
道 路 の 種 類	-	_		
私道等の地番	-	_		
私道等の地目	-	_		
私道等の所有者	-	_		
道 路 の 側 溝	-	_		
道 路 の 舗 装	_			
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください		
道路の延長	_	_		
道路の境界明示等	_	_		
道路として使用された時期	_	_		
	□ 建築基準法第42条第2項による	- · - · · · ·		
判 断 結 果 (別図の範囲)	┃ ✔ (1)建築基準法第43条第2項になりうる空地			
\ <u> </u>	□ 建築基準法上、道路扱いしな	· Lv.		
全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。				
上記のとおり判定	する。	平成28年8月12日		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 Tel 079-221-2579				
備 考				
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。				

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-070号

	① 道 路	② 道 路		
道路の種類	_	_		
私道等の地番	_	-		
私道等の地目	_	_		
私道等の所有者	-	_		
道 路 の 側 溝	_	_		
道 路 の 舗 装	_	_		
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください		
道路の延長	_	-		
道路の境界明示等	_	-		
道路として使用された 時期	_	-		
判断結果 (別図の範囲) 認定又は許可条件等	世築基準法第42条第2項による道路			
上記のとおり判定	!する。 	平成28年8月12日		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 Tel 079-221-2579				
備 考				
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。				

注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-071号

	① 道 路	② 道 路		
道 路 の 種 類	-	_		
私道等の地番	-	-		
私道等の地目	-	-		
私道等の所有者	_	_		
道 路 の 側 溝	-	-		
道 路 の 舗 装	-	-		
道 路 の 幅 員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください		
道路の延長	-	_		
道路の境界明示等	-	_		
道路として使用された 時期	-	_		
判 断 結 果	□ 建築基準法第42条第2項による □ 建築基準法第42条第1項第3号	による道路		
(別図の範囲) ✓ ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (別図の範囲) (認定又は許可申請必要)				
	□ 建築基準法上、道路扱いしな			
全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。				
上記のとおり判定	する。	平成28年8月12日		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 ℡ 079-221-2579				
備 考				
基準時に近い航空写真を見ると、建物形態が確認できるが、法務局資料によると、当該通路南側 宅地には、昭和25年当時から建物登記が確認できるが1敷地と考えられたため、建ち並びは多 くても1軒であると思われる。				
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。				

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-072号

	① 道 路	② 道 路		
道 路 の 種 類	-	_		
私道等の地番	-	_		
私道等の地目	-	_		
私道等の所有者	-	_		
道 路 の 側 溝	-	_		
道 路 の 舗 装	_			
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください		
道路の延長	_	_		
道路の境界明示等	_	_		
道路として使用された時期	_	_		
	□ 建築基準法第42条第2項による	- · - · · · ·		
判 断 結 果 (別図の範囲)	┃ ✔ (1)建築基準法第43条第2項になりうる空地			
\ <u> </u>	□ 建築基準法上、道路扱いしな	· Lv.		
全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。				
上記のとおり判定	する。	平成28年8月12日		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 Tel 079-221-2579				
備 考				
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。				

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-073号

	① 道 路	② 道 路		
道 路 の 種 類	_	_		
私道等の地番	_	_		
私道等の地目	_	_		
私道等の所有者	_	_		
道路の側溝	_	_		
道 路 の 舗 装	_	_		
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください		
道路の延長	_	_		
道路の境界明示等	_	_		
道路として使用された 時期	_			
世 ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は				
認定又は許可条件等				
上記のとおり判定	!する。	平成28年8月23日		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 ℡ 079-221-2579				
備 考				
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。				

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-074号

	① 道 路		2	道	路
道 路 の 種 類	-			_	
私道等の地番	-			-	
私道等の地目	_			_	
私道等の所有者	_			_	
道路の側溝	-			_	
道路の舗装	_			_	
道路の幅員	※該当地で計測してくださり		当地で討	測してく	ください
道路の延長	_			_	
道路の境界明示等	_			_	
道路として使用された 時期	_			_	
	建築基準法第42条第2項				
判 断 結 果	□ 建築基準法第42条第1項 □ 建築基準法第43条第2項		3		
(別図の範囲)	(認定又は許可申請必	要)			
	☑ ① 建築基準法上、道路扱	いしない。			
認定又は許可条件等					
上記のとおり判定	する。 			平成28年	₹8月23日
〒 670-8501 姫路市	安田加丁日1乗州 地	· 局まちづくり	操光	2 .17	
1 070 0001 発起的	HILL			יוּד 221–2579	
	,				
備考					
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については 別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。					
注2]建築予定地の道路幅	逼しついては、確認申請時に現地で	再確認してください		(100)	J. C. V 0
— · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。			

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-075号

	① 道 路	② 道 路
道 路 の 種 類	_	_
私道等の地番	_	_
私道等の地目	-	_
私道等の所有者	_	_
道 路 の 側 溝	_	_
道 路 の 舗 装	_	_
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	_	_
道路の境界明示等	_	_
道路として使用された 時期	_	_
	□ 建築基準法第42条第2項による	- る道路
判断結果	✓ ① 建築基準法第42条第1項第3号	
(別図の範囲)	☑ ② 建築基準法第43条第2項になり (認定又は許可申請必要)	りつる空地
	□ 建築基準法上、道路扱いしな	:l\ _o
全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。		
上記のとおり判定する。 平成28年9月2日		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 Tel 079-221-2579		
備 考 判定番号H15-204 再判定		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。		

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-076号

	① 道 路	2 道 路
道 路 の 種 類	-	-
私道等の地番	-	-
私道等の地目	-	-
私道等の所有者	_	
道路の側溝	_	
道路の舗装	_	
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	_	_
道路の境界明示等	_	_
道路として使用され た 時 期	_	_
	☑ ① 建築基準法第42条第2項による	· - · · ·
判 断 結 果	□ 建築基準法第42条第1項第3号 ☑ 建築基準法第43条第2項になり	
(別図の範囲)	♥	りつる至地
	☑ ③ 建築基準法上、道路扱いしな	l√°
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43 て、包括同意基準2に該当することが 該当しない場合は、個別案件審査とな 許可申請に関しては、事前に建築指導	できます。 ります。
上記のとおり判定	ける。	平成28年9月2日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 Tel 079-221-2579		
備 考 ②道路は、建設総務課の資料により里道の幅員が1mであることを確認。今後、市道に編入される 予定がある。		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-077号

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	_	_
私道等の地番	_	_
私道等の地目	_	_
私道等の所有者	_	_
道 路 の 側 溝	_	_
道 路 の 舗 装	_	_
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	_	-
道路の境界明示等	_	-
道路として使用された 時期	_	-
判断結果 (別図の範囲) 認定又は許可条件等	□ 建築基準法第42条第2項による道路 □ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑ 建築基準法第43条第2項になりうる空地	
上記のとおり判定	!する。 	平成28年9月5日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 Tel 079-221-2579		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。		

注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-078号

	① 道 路	② 道 路
道 路 の 種 類	_	_
私道等の地番	_	_
私道等の地目	_	_
私道等の所有者	_	_
道路の側溝	_	_
道路の舗装	_	_
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	_	_
道路の境界明示等	_	_
道路として使用された 時期	_	_
判断結果(別図の範囲)	□ 建築基準法第42条第2項に。 □ 建築基準法第42条第1項第3 □ 建築基準法第43条第2項にでは、(認定又は許可申請必要) ■ ① 建築基準法上、道路扱いし	3号による道路 なりうる空地
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定	!する。	平成28年8月31日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 Tel 079-221-2579		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-079号

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	_	_
私道等の地番	_	_
私道等の地目	_	_
私道等の所有者	_	_
道路の側溝	-	_
道 路 の 舗 装	-	_
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	_	_
道路の境界明示等	_	_
道路として使用された時期		
	□ 建築基準法第42条第2項による	
判 断 結 果 (別図の範囲)	□ 建築基準法第42条第1項第3号 ☑ ① 建築基準法第43条第2項にない (認定又は許可申請必要)	
	□ 建築基準法上、道路扱いしな	: U\
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43 て、包括同意基準2または3-(5)に 該当しない場合は、個別案件審査とな 許可申請に関しては、事前に建築指導	:該当することができます。 :ります。
上記のとおり判定	する。	平成28年9月7日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 Tel 079-221-2579		
備考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-080号

	① 道 路	② 道	路
道 路 の 種 類	_	_	
私道等の地番	_	_	
私道等の地目	_	_	
私道等の所有者	_	_	
道 路 の 側 溝	_	_	
道 路 の 舗 装	_	_	
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測して	ください
道路の延長	_	_	
道路の境界明示等	_	_	
道路として使用された 時期	_	_	
判断結果 (別図の範囲) 認定又は許可条件等	☑ ① 建築基準法第42条第2項に 建築基準法第42条第1項第 ☑ 2 建築基準法第43条第2項に (認定又は許可申請必要 □ 建築基準法上、道路扱い 全ての条件に該当する場合、法第 て、包括同意基準3-(5)または 該当しない場合は、個別案件審査 許可申請に関しては、事前に建築	3号による道路 なりうる空地 しない。 4 3条第1項ただし書の許可 3ー(6)に該当することができ となります。	申請におい きます。
上記のとおり判定	きする。	平成28	年8月31日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 Tel 079-221-2579			
備考			
別途調査をお願いし 注2]建築予定地の道路幅	基準法第42条による道路の判断のため ます。また、土地の形状、所有権等の 員については、確認申請時に現地で再 形図が現地と相違している場合があり	権利関係を表示するものではあり 確認してください。	

注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-081号

	① 道 路	② 道 路
道 路 の 種 類	_	_
私道等の地番	_	_
私道等の地目	_	_
私道等の所有者	_	_
道路の側溝	_	_
道路の舗装	_	_
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	_	_
道路の境界明示等	_	_
道路として使用された 時期	_	_
判 断 結 果 (別図の範囲)	□ 建築基準法第42条第2項に □ 建築基準法第42条第1項第 □ 建築基準法第43条第2項に (認定又は許可申請必要) ☑ ① 建築基準法上、道路扱いし	3号による道路 なりうる空地
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定	ける。	平成28年9月7日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 Tel 079-221-2579		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-082号

	① 道 路	2	道路
道 路 の 種 類	_		_
私道等の地番	_		_
私道等の地目	_		_
私道等の所有者	_		_
道 路 の 側 溝	_		_
道 路 の 舗 装	_		_
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計	測してください
道路の延長	_		_
道路の境界明示等	_		_
道路として使用された 時期	_		_
判断結果 (別図の範囲) 認定又は許可条件等	☑ ① 建築基準法第42条第2項に ☑ ① 建築基準法第42条第1項第 ☑ ② 建築基準法第43条第2項に (認定又は許可申請必要) 建築基準法上、道路扱い 全ての条件に該当する場合、法第て、包括同意基準3−(5)に該当する場合は、個別案件審査等計可申請に関しては、事前に建築	3号による道路 なりうる空地 しない。 43条第1項ただし書 することができます。 となります。	
上記のとおり判定	きする。		平成28年9月7日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 Tel 079-221-2579			
備 考			
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。			

注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-083号

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	_	
私道等の地番	_	
私道等の地目	-	
私道等の所有者	_	
道路の側溝	_	<u> </u>
道路の舗装		
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	_	
道路の境界明示等		
道路として使用され た 時 期	_	_
	☑ ①② 建築基準法第42条第2項による	- · - · · · ·
判 断 結 果	✓ ② 建築基準法第42条第1項第3号□ 建築基準法第43条第2項になり	
(別図の範囲)	(認定又は許可申請必要)	
	┃□ 建築基準法上、道路扱いしな	L',
認定又は許可条件等		
応化入I&計비木口ਚ		
上記のとおり判定	! 	平成28年9月2日
		1%L0 T 0/12 H
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1番地 都市局まちづくり推進部		
	建築指導	課 T _{EL} 079-221-2579
備 考		
判定番号H15-204及びH14-375 再判定 判定資料はH28-075を参照 ①道路については、北側水路から南へ一方後退とする。		
①退路については、	『側水路かり用へ一力核返とする。	
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については 別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。		
	国員については、確認申請時に現地で再確認 也形図が現地と相違している場合があります。	
注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-084号

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	-	
私道等の地番	_	
私道等の地目	-	-
私道等の所有者	-	-
道路の側溝	-	-
道 路 の 舗 装	_	
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	-	
道路の境界明示等	_	
道路として使用された時期	_	
	□ 建築基準法第42条第2項による	
判 断 結 果	□ 建築基準法第42条第1項第3号 ☑ ① 建築基準法第43条第2項になり	
(別図の範囲)	▼ ① 建築基準法第43条第2項になり (認定又は許可申請必要)	ソフる至地
	□ 建築基準法上、道路扱いしな	l,°
全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。		
上記のとおり判定	!する。	平成28年9月2日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 Tel 079-221-2579		
備 考 判定資料はH28-075を参照		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

建築基準法第42条による道路判定書

H 28-085号

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	-	-
私道等の地番	-	_
私道等の地目	-	_
私道等の所有者	-	_
道 路 の 側 溝	-	-
道 路 の 舗 装	-	
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	_	_
道路の境界明示等	_	_
道路として使用された時期		
判断結果(別図の範囲)	□ 建築基準法第42条第2項による □ 建築基準法第42条第1項第3号 □ 建築基準法第43条第2項にない (認定又は許可申請必要) ☑ ① 建築基準法上、道路扱いしな	による道路 りうる空地
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定	する。	平成28年9月7日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 Tel 079-221-2579		
備考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。		

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-086号

	① 道 路	② 道 路	
道 路 の 種 類	_	_	
私道等の地番	-	_	
私道等の地目	-	_	
私道等の所有者	_	_	
道 路 の 側 溝	-	_	
道 路 の 舗 装	_	_	
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください	
道路の延長			
道路の境界明示等	_	_	
道路として使用された 時期			
	□ 建築基準法第42条第2項による	- · - · · · ·	
判断結果	□ 建築基準法第42条第1項第3号 ☑ ① 建築基準法第43条第2項になり		
(別図の範囲)	(認定又は許可申請必要)		
	□ 建築基準法上、道路扱いしな 全ての条件に該当する場合、法第43		
	て、包括同意基準3-(5)に該当する 該当しない場合は、個別案件審査とな	ことができます。	
認定又は許可条件等	許可申請に関しては、事前に建築指導	課まで御相談ください。	
上記のとおり判定	ごする 。	平成28年9月9日	
〒 670-8501 姫路市	אס כיין יון	ちづくり推進部	
	建築指導	課 16 079-221-2579	
 備 考			
-			
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については			
	レます。また、土地の形状、所有権等の権利 聶員については、確認申請時に現地で再確認		
	注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-087号

	① 道 路	2	道路
道路の種類	_		_
私道等の地番	_		_
私道等の地目	_		_
私道等の所有者	_		_
道 路 の 側 溝	_		_
道 路 の 舗 装	-		_
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地	で計測してください
道路の延長	_		_
道路の境界明示等	_		_
道路として使用された 時期			
判断結果(別図の範囲)	✓ ① 建築基準法第42条第2項✓ ① 建築基準法第42条第1項□ 建築基準法第43条第2項(認定又は許可申請必要□ 建築基準法上、道路扱し	第3号による道路 になりうる空地 ^{長)}	
認定又は許可条件等			
上記のとおり判定	ける。		平成28年9月15日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 Tel 079-221-2579			
備 考			
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。			

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-088号

	① 道 路	② 道 路	
道 路 の 種 類	-	_	
私道等の地番	-	_	
私道等の地目	-	_	
私道等の所有者	-	_	
道 路 の 側 溝	-	_	
道 路 の 舗 装	-	_	
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください	
道路の延長	-	_	
道路の境界明示等	-		
道路として使用された 時期			
	□ 建築基準法第42条第2項による		
判断結果	□ 建築基準法第42条第1項第3号 ☑ ① 建築基準法第43条第2項になり		
(別図の範囲)	(認定又は許可申請必要)		
	□ 建築基準法上、道路扱いしな 全ての条件に該当する場合、法第43		
	て、包括同意基準3-(5)に該当する 該当しない場合は、個別案件審査とな	っことができます。	
認定又は許可条件等	許可申請に関しては、事前に建築指導	課まで御相談ください。	
上記のとおり判定	 ≟する。	平成28年9月12日	
〒 670-8501 姫路市	ייט פיינוייון	ちづくり推進部	
	建築指導	課 1⊾ 079-221-2579	
nto . a			
		_	
	注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については		
	別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。		
	也形図が現地と相違している場合があります Oいては、建築指導課道路担当窓口までお問		

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-089号

	① 道 路	② 道 路
道 路 の 種 類	_	_
私道等の地番	_	_
私道等の地目	_	_
私道等の所有者	_	_
道 路 の 側 溝	_	_
道 路 の 舗 装	_	_
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	-	_
道路の境界明示等	_	_
道路として使用され た 時 期	_	_
	□ 建築基準法第42条第2項によ	
判 断 結 果	□ 建築基準法第42条第1項第35 □ 建築基準法第43条第2項にな	
(別図の範囲)	(認定又は許可申請必要)	りりる土地
	☑ ① 建築基準法上、道路扱いした	ない。
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定	ごする。	平成28年9月15日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 ℡ 079-221-2579		
備考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-090号

	① 道 路	② 道 路
道 路 の 種 類	-	_
私道等の地番	-	_
私道等の地目	-	_
私道等の所有者	-	_
道 路 の 側 溝	-	_
道 路 の 舗 装	-	_
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	-	_
道路の境界明示等	_	_
道路として使用された 時期	_	_
	□ 建築基準法第42条第2項による	
判断結果	□ 建築基準法第42条第1項第3号	
(別図の範囲)	☑ ① 建築基準法第43条第2項になり (認定又は許可申請必要)	りうる空地
	□ 建築基準法上、道路扱いしな	い。
全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。		
上記のとおり判定	する。	平成28年9月16日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 Tel 079-221-2579		
備 考 H30.5.2市道供用開始に伴い範囲変更		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-091号

	① 道 路	② 道 路	
道 路 の 種 類	_	_	
私道等の地番	_	_	
私道等の地目	_	_	
私道等の所有者	-	-	
道 路 の 側 溝	_	_	
道 路 の 舗 装	-	-	
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください	
道路の延長	_	_	
道路の境界明示等	_	_	
道路として使用された 時期	-	1	
	□ 建築基準法第42条第2項による		
判断結果	□ 建築基準法第42条第1項第3号 ☑ ① 建築基準法第43条第2項にな		
(別図の範囲)	(認定又は許可申請必要)		
	□ 建築基準法上、道路扱いしな	•	
	全ての条件に該当する場合、法第43 て、包括同意基準3-(5)に該当する 該当しない場合は、個別案件審査とな	らことができます。	
 認定又は許可条件等	該国しない場合は、個別条件番重とる 許可申請に関しては、事前に建築指導	けります。 算課まで御相談ください。	
上記のとおり判定		平成28年9月21日	
〒 670-8501 姫路市	HIP (I A PO) OF	ちづくり推進部	
	建築指導	課 ℡ 079-221-2579	
ני מוע			
	注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については		
	。ます。また、土地の形状、所有権等の権利 ã員については、確認申請時に現地で再確認		
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。			

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-092号

	① 道 路	2	道路
道 路 の 種 類	-		_
私道等の地番	-		_
私道等の地目	-		_
私道等の所有者	_		_
道 路 の 側 溝	-		_
道 路 の 舗 装	_		_
道路の幅員	※該当地で計測してくださ	い ※該当地	で計測してください
道路の延長	-		_
道路の境界明示等	_		_
道路として使用された時期			_
判 断 結 果 (別図の範囲)	✓ ① 建築基準法第42条第2□ 建築基準法第42条第1□ 建築基準法第43条第2○ (認定又は許可申請が□ 建築基準法上、道路	項第3号による道路 項になりうる空地 必要)	
認定又は許可条件等			
上記のとおり判定	ける。		平成28年9月29日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 Tel 079-221-2579			
備 考			
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。			

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-093号

	① 道 路	② 道 路	
道 路 の 種 類	_	-	
私道等の地番	_	_	
私道等の地目	_	_	
私道等の所有者	-	_	
道 路 の 側 溝	_	_	
道 路 の 舗 装	_	_	
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください	
道路の延長	_	_	
道路の境界明示等	_	_	
道路として使用された 時期	-	1	
理築基準法第42条第2項による道路			
全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)または3-(6)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください			
上記のとおり判定	ける。	平成28年9月28日	
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 Tel 079-221-2579			
備 考			
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。			

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-094号

	① 道 路	② 道	路
道 路 の 種 類	_	_	
私道等の地番	_	_	
私道等の地目	_	_	
私道等の所有者	_	_	
道路の側溝	_	_	
道 路 の 舗 装	_	_	
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測して	ください
道路の延長	_	_	
道路の境界明示等	_	_	
道路として使用さ れ た 時 期	_	_	
	□ 建築基準法第42条第2項に		
判 断 結 果	□ 建築基準法第42条第1項第 ☑ ① 建築基準法第43条第2項に		
(別図の範囲)	(認定又は許可申請必要)	5.7.7.0 <u>—</u> 15	
	□ 建築基準法上、道路扱いし	*	I I
全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。			
上記のとおり判定	!する。	平成28	年9月28日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 ℡ 079-221-2579			
備考			
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。			

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-095号

	① 道 路	② 道 路	
道 路 の 種 類	_	_	
私道等の地番	_	_	
私道等の地目	_		
私道等の所有者	_	_	
道路の側溝	_	_	
道路の舗装	_	_	
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください	
道路の延長	_	_	
道路の境界明示等	_	_	
道路として使用された時期。	_	_	
判断結果(別図の範囲)	□ 建築基準法第42条第2項によ □ 建築基準法第42条第1項第3- □ 建築基準法第43条第2項にな (認定又は許可申請必要) ☑ ① 建築基準法上、道路扱いしま	号による道路 いうる空地	
認定又は許可条件等			
上記のとおり判定	する。	平成28年10月3日	
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 Tel 079-221-2579			
備考			
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。			

注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-096号

	① 道 路	② 道 路	
道 路 の 種 類	-	_	
私道等の地番	-	_	
私道等の地目	-	_	
私道等の所有者	-	_	
道 路 の 側 溝	-	_	
道 路 の 舗 装	-		
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください	
道路の延長	_	_	
道路の境界明示等	_	_	
道路として使用された時期	_	_	
	□ 建築基準法第42条第2項による	- · - · · · ·	
判 断 結 果 (別図の範囲)	□ 建築基準法第42条第1項第3号 ☑ ① 建築基準法第43条第2項にない。 (認定又は許可申請必要)		
	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	ال،	
全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。			
上記のとおり判定	ける。	平成28年10月11日	
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 Tel 079-221-2579			
備 考			
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。			

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-097号

	① 道 路	② 道 路	
道 路 の 種 類	_	_	
私道等の地番	_	-	
私道等の地目	_	_	
私道等の所有者	_	_	
道路の側溝	_	-	
道 路 の 舗 装	_	_	
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください	
道路の延長	_	-	
道路の境界明示等	_	_	
道路として使用された 時期	_	_	
	□ 建築基準法第42条第2項によ		
判断結果	│ □ 建築基準法第42条第1項第3 5 │ ☑ ① 建築基準法第43条第2項にな		
(別図の範囲)	(認定又は許可申請必要)		
	✓ ② 建築基準法上、道路扱いした		
	全ての条件に該当りる場合、法第4、 て、包括同意基準3-(4)または3- 該当しない場合は、個別案件審査とな	3条第1項ただし書の許可申請におい -(5)に該当することができます。	
 認定又は許可条件等	該当しない場合は、個別条件番重とで 許可申請に関しては、事前に建築指導	ょりょす。 尊課まで御相談ください。	
上記のとおり判定		平成28年10月4日	
1 /220 + 10/114			
〒 670-8501 姫路市	אין יוון	ちづくり推進部	
	建築指導	算課 TEL 079-221-2579	
m - 号 H31. 1. 21協定済			
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については			
	。ます。また、土地の形状、所有権等の権利 T員については、確認申請時に現地で再確認		
注3]判定図に使用した地	2形図が現地と相違している場合があります Dいては、建築指導課道路担当窓口までお問	τ.	

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-098号

	① 道 路	② 道 路	
道 路 の 種 類	_	_	
私道等の地番	_	_	
私道等の地目	_	_	
私道等の所有者	-	_	
道 路 の 側 溝	_	_	
道 路 の 舗 装	-	_	
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください	
道路の延長	_	_	
道路の境界明示等	_	_	
道路として使用された 時期	-	_	
	□ 建築基準法第42条第2項による		
判 断 結 果	□ 建築基準法第42条第1項第3号 ☑ ① 建築基準法第43条第2項になり		
(別図の範囲)	(認定又は許可申請必要)		
	□ 建築基準法上、道路扱いしな		
全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。			
上記のとおり判定	ける。	平成28年10月3日	
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 Tel 079-221-2579			
備 考			
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。			

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-099号

	① 道 路	② 道 路		
道 路 の 種 類	_	_		
私道等の地番	_	_		
私道等の地目	_	_		
私道等の所有者	_	_		
道 路 の 側 溝	_	_		
道 路 の 舗 装	_	_		
道路の幅員	※該当地で計測してください	、 ※該当地で計測してください		
道路の延長	_	_		
道路の境界明示等	_	_		
道路として使用された 時期	_	_		
建築基準法第42条第2項による道路				
認定又は許可条件等				
上記のとおり判定	!する。	平成28年9月29日		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 Tel 079-221-2579				
備 考				
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。				

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-100号

	① 道 路	② 道 路		
道 路 の 種 類	_	-		
私道等の地番	_	_		
私道等の地目	_	_		
私道等の所有者	_	_		
道 路 の 側 溝	_	_		
道 路 の 舗 装	_	-		
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください		
道路の延長	_	_		
道路の境界明示等	_	-		
道路として使用された 時期	-	1		
	□ 建築基準法第42条第2項によっては3.5mm	- 1 1		
判断結果	□ 建築基準法第42条第1項第3号 ☑ ① 建築基準法第43条第2項にな			
(別図の範囲)	(別図の範囲) (認定文は許可申請必要)			
	□ 建築基準法上、道路扱いしない。 全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請におい			
て、包括同意基準3-(4)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。				
認定又は許可条件等	許可申請に関しては、事前に建築指導	課まで御相談ください。		
上記のとおり判定	ける。	平成28年10月12日		
〒 670-8501 姫路市	HI-11-7-3 O	ちづくり推進部		
建築指導課 № 079-221-2579				
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については 別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。				
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。				
	注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。			

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-101号

	① 道 路	2	道路	
道 路 の 種 類	_		_	
私道等の地番	_		_	
私道等の地目	_		_	
私道等の所有者	_		_	
道 路 の 側 溝	_		_	
道 路 の 舗 装	_		_	
道路の幅員	※該当地で計測してくださ	い ※該当地で	計測してください	
道路の延長	_		_	
道路の境界明示等	-		1	
道路として使用された 時期	_		_	
判断結果 (別図の範囲) 認定又は許可条件等	□ 建築基準法第42条第2 建築基準法第42条第1 建築基準法第43条第2 (認定又は許可申請必 建築基準法上、道路が 建築基準法上、道路が 全ての条件に該当する場合、注 て、包括同意基準3 ー(4)ま件 でででは、場合は、は、事前に関 は、事前に関しては、事前に登	項第3号による道路 項になりうる空地 (多要) ないしない。 と第43条第1項ただし には3ー(5)に該当する でするとなります。	ことができます。	
上記のとおり判定	ける。		平成28年10月17日	
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 Tel 079-221-2579				
備 考				
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。				

注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-102号

	① 道 路	② 道 路		
道 路 の 種 類	-	_		
私道等の地番	_	_		
私道等の地目	-	_		
私道等の所有者	-	_		
道路の側溝	-	_		
道路の舗装	_	_		
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください		
道路の延長	-	_		
道路の境界明示等	_	_		
道路として使用された時期	_			
判断結果(別図の範囲)	✓ ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要)✓ ②③ 建築基準法上、道路扱いしない。			
全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準2に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。				
上記のとおり判定	ける。	平成28年10月24日		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 Tel 079-221-2579				
備 考				
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。				

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-103号

	① 道 路	② 道 路		
道 路 の 種 類	_	_		
私道等の地番	_	_		
私道等の地目	_	-		
私道等の所有者	_	-		
道 路 の 側 溝	_	-		
道 路 の 舗 装	_	_		
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください		
道路の延長	_	_		
道路の境界明示等	_	_		
道路として使用された 時期	-	-		
	□ 建築基準法第42条第2項によ □ 建築基準法第42条第1項第35			
判 断 結 果 (別図の範囲)	□ 全条金年次第42条第4項第65 ☑ ① 建築基準法第43条第2項にな (認定又は許可申請必要)	· - · - · - · · - · · · · · · · · · · ·		
(加区の配西)		il).		
全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。				
上記のとおり判定	ける。	平成28年10月25日		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 1079-221-2579				
備 考				
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。				

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-104号

	① 道 路	2	道 路	
道 路 の 種 類	_		_	
私道等の地番	_		_	
私道等の地目	_		_	
私道等の所有者	_		_	
道路の側溝	_		_	
道 路 の 舗 装	_		_	
道路の幅員	※該当地で計測してくた	さい ※該当地	也で計測してください	
道路の延長	_		_	
道路の境界明示等	_		_	
道路として使用された 時期	1			
▼ ① 建築基準法第42条第2項による道路				
認定又は許可条件等				
上記のとおり判定	!する。		平成28年10月25日	
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 Tel 079-221-2579				
備 考				
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。				

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-105号

	① 道 路	② 道 路		
道 路 の 種 類	-	-		
私道等の地番	-	-		
私道等の地目	-	-		
私道等の所有者	-	-		
道 路 の 側 溝	-	-		
道 路 の 舗 装				
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください		
道路の延長	_	-		
道路の境界明示等	_	_		
道路として使用された時期 時期		_		
	□ 建築基準法第42条第2項による。 □ は毎年15年15日第40条第4年75年8日	- 1 1		
判断結果	□ 建築基準法第42条第1項第3号 ☑ ① 建築基準法第43条第2項になり			
(別図の範囲)	(別図の範囲) (認定又は許可申請必要)			
□ 建築基準法上、道路扱いしない。 全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請におい				
	て、包括同意基準2に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。			
認定又は許可条件等	許可申請に関しては、事前に建築指導	課まで御相談ください。		
上記のとおり判定	!する。 	平成28年10月25日		
= 670 0501 4500 +				
〒 670-8501 姫路市	^{安田四丁目1番地} 都市局ま 建築指導	ちづくり推進部 課 № 079-221-2579		
	烂 宋111	床 IEL 0/9-221-20/9		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については 別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。				
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。				
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。				

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-106号

	① 道 路	② 道 路		
道 路 の 種 類	_	_		
私道等の地番	_	_		
私道等の地目	_	_		
私道等の所有者	_	_		
道路の側溝	_	_		
道路の舗装	-	_		
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください		
道路の延長	_	_		
道路の境界明示等	-	_		
道路として使用された 時期	_	_		
	□ 建築基準法第42条第2項による			
判断結果	│ □ 建築基準法第42条第1項第3号 ☑ ① 建築基準法第43条第2項にな			
(別図の範囲) (認定又は許可申請必要)				
☑ ② 建築基準法上、道路扱いしない。				
全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3ー(5)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件基確となります。				
認定又は許可条件等	許可申請に関しては、事前に建築指導 	ệ課まで御相談ください。		
上記のとおり判定	ける。	平成28年10月31日		
〒 670-8501 姫路市	¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬	上		
〒 070-8501 姫崎巾	^{女田四リ日「番地} 都巾局よ 建築指導	ちづくり推進部 課 № 079-221-2579		
	连 末旧守	· 加木		
H30.5.2市道供用開始に伴う範囲変更				
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については 別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。				
	。ます。また、土地の形状、所有権等の権利 『員については、確認申請時に現地で再確認			
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。				

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-107号

	① 道 路	② 道 路		
道 路 の 種 類	_	-		
私道等の地番	_	_		
私道等の地目	_	_		
私道等の所有者	-	-		
道 路 の 側 溝	_	_		
道 路 の 舗 装	-	-		
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください		
道路の延長	_	_		
道路の境界明示等	_	-		
道路として使用された 時期	-	1		
	□ 建築基準法第42条第2項による	- 1 1		
判断結果	□ 建築基準法第42条第1項第3号 ☑ ① 建築基準法第43条第2項にな			
(別図の範囲)	(別図の範囲) (認定文は許可申請必要)			
	□ 建築基準法上、道路扱いしない。 全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請におい			
て、包括同意基準3-(5)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。				
認定又は許可条件等	許可申請に関しては、事前に建築指導	課まで御相談ください。		
上記のとおり判定	ける。	平成28年11月2日		
_ 070 0504 (575	±			
〒 670-8501 姫路市	HI-11-7-3 O	ちづくり推進部 === - T- 070 221 2570		
建築指導課 № 079-221-2579				
 備 考				
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については 別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。				
注2]建築予定地の道路幅	逼員については、確認申請時に現地で再確認	してください。		
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。				

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-108号

	① 道 路		2	道	路
道 路 の 種 類	-			_	
私道等の地番	-			_	
私道等の地目	-			_	
私道等の所有者	-			_	
道 路 の 側 溝	-			_	
道路の舗装	-			_	
道路の幅員	※該当地で計測してくださ	い ※該	当地で討	測してく	ください
道路の延長	-			_	
道路の境界明示等	_			_	
道路として使用された 時期	_			_	
	□ 建築基準法第42条第2				
判 断 結 果	□ 建築基準法第42条第1□ 建築基準法第43条第2				
(別図の範囲)	(認定又は許可申請が	後になりりる主地 必要)			
	☑ ① 建築基準法上、道路	及いしない。			
認定又は許可条件等					
上記のとおり判定	はする。 			平成28年	₹11月7日
〒 670-8501 姫路市	空田冊丁日1妥地 +2-	+p++ ~/!	1 <i>1# \#</i> •	÷n	
〒 070-8501 姫崎巾	HIP	市局まちづくり 桑指導課 ↑		部 221-2579	
)	长旧等杯 '	EL UIS Z	221 2313	
 備 考					
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については					
別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。					
注3]判定図に使用した地	形図が現地と相違している場合が	あります。			
注4]この刊定の計細につ	いては、建築指導課道路担当窓口	まじぬ向い台わせく)	にさい。		

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-109号

	① 道 路	② 道 路		
道 路 の 種 類	_	_		
私道等の地番	-	_		
私道等の地目	-	_		
私道等の所有者	_	-		
道 路 の 側 溝	-	_		
道 路 の 舗 装				
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください		
道路の延長	-	_		
道路の境界明示等	_	_		
道路として使用された 時期		_		
	□ 建築基準法第42条第2項による			
判断結果	□ 建築基準法第42条第1項第3号 ☑ ① 建築基準法第43条第2項になり			
(別図の範囲)	(別図の範囲) (認定又は許可申請必要)			
	□ 建築基準法上、道路扱いしない。 全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請におい			
	│ て、包括同意基準3-(4)に該当することができます。 │ 該当しない場合は、個別案件審査となります。			
認定又は許可条件等	許可申請に関しては、事前に建築指導	課まで御相談ください。		
上記のとおり判定	ごする 。	平成28年11月16日		
〒 670-8501 姫路市	אס כיין יון	ちづくり推進部		
	建築指導	課 16 079-221-2579		
-				
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については				
	レます。また、土地の形状、所有権等の権利 聶員については、確認申請時に現地で再確認			
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。				

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-110号

	① 道 路	2	道 路	
道 路 の 種 類	_			
私道等の地番	_		_	
私道等の地目	_		_	
私道等の所有者	_		_	
道路の側溝	_		_	
道路の舗装	_		_	
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で	計測してください	
道路の延長	_		_	
道路の境界明示等	-			
道路として使用された 時期	_		_	
▼ ① 建築基準法第42条第2項による道路				
	□ 建築基準法上、道路扱	いしない。		
認定又は許可条件等				
上記のとおり判定	ける。		平成28年11月10日	
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 ℡ 079-221-2579				
備 考 判定番号H6-24再判定				
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。				

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-111号

	① 道 路	2 道 路			
道 路 の 種 類	-	-			
私道等の地番	-	-			
私道等の地目	-	-			
私道等の所有者	-	-			
道路の側溝	-	-			
道 路 の 舗 装	-	-			
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください			
道路の延長	-	-			
道路の境界明示等	-	1			
道路として使用された 時期	-	1			
世 ・ 注 ・ 注 ・ 注 ・ 注 ・ 注 ・ 注 ・ 注 ・ 注 ・ 注 ・ 注					
全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準2または3-(4)、3-(5)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。					
上記のとおり判定する。 平成28年11月17日					
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 ℡ 079-221-2579					
備 考 H 29. 2. 7協定済					
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。					

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-112号

			1	道	路	2	道	路
道路(の 種	類		_			_	
道路(の 側	溝		_			_	
道路(の舗	装		_			-	
道路(の 幅	員	※該当地で	計測して	こください	※該当地で	ぎ計測して	ください
判断(別図の	結 の 範 囲	(割白女は計画中華の東)						
全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。								
上記のとおり判定する。 平成28年11月16日								
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1番地 都市局まちづくり部 建築指導課 Tel 079-221-2579								
備 考 ・R6. 2. 1 一部協定済み								
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については、 別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。								

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-113号

	① 道 路	2	道 路			
道 路 の 種 類	_					
私道等の地番	_					
私道等の地目	_		_			
私道等の所有者	_		_			
道 路 の 側 溝	_		_			
道路の舗装	_		_			
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で	計測してください			
道路の延長	_					
道路の境界明示等	_		_			
道路として使用された時期 期	_		_			
世 2 2 2 3 2 3 2 3 2 3 2 3 2 3 2 3 2 3 2						
全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(1)または3-(4)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。						
上記のとおり判定	上記のとおり判定する。 平成28年11月17日					
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 ℡ 079-221-2579						
備 考						
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。						

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-114号

	① 道 路	② 道 路			
道 路 の 種 類	_	_			
私道等の地番	-	_			
私道等の地目	_	_			
私道等の所有者					
道路の側溝	_	_			
道路の舗装		_			
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください			
道路の延長	_	_			
道路の境界明示等	_	_			
道路として使用された時期	_	_			
判 断 結 果 (別図の範囲)	✔ (1) 建築基準法第43条第2項になりうる空地				
全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。					
上記のとおり判定	する。	平成28年11月17日			
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 ℡ 079-221-2579					
備 考					
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。					

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-115号

	① 道 路	(2	道	路
道 路 の 種 類	_			_	
私道等の地番	_			_	
私道等の地目	_			_	
私道等の所有者	_			_	
道 路 の 側 溝	_			_	
道 路 の 舗 装	_			_	
道路の幅員	※該当地で計測してくだる	が ※該当	地で計	·測してく	こださい
道路の延長	_			_	
道路の境界明示等	_			_	
道路として使用された 時期	-			_	
世 単 単 単 世 単 世 全 乗 基 準 は は は は は は は は は は は は は					
全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)または3-(6)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください					
上記のとおり判定する。 平成28年11月16日					
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 ℡ 079-221-2579					
備 考					
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。					

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-116号

	① 道 路	2	道路			
道 路 の 種 類	_		_			
私道等の地番	_		_			
私道等の地目	_		_			
私道等の所有者	_		_			
道 路 の 側 溝	-		_			
道 路 の 舗 装	-		_			
道路の幅員	※該当地で計測してくださ	い ※該当地	也で計測してください			
道路の延長	_		_			
道路の境界明示等	-		1			
道路として使用された 時期	_		_			
判断結果 (別図の範囲) 認定又は許可条件等	世築基準法第42条第2項による道路 建築基準法第42条第1項第3号による道路 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) 建築基準法上、道路扱いしない。 全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準2に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 許可申請に関しては、事前に建築指道課まで御相談ください					
上記のとおり判定	ける。		平成28年11月18日			
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 ℡ 079-221-2579						
備考						
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。						

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-117号

	① 道 路	② 道 路				
道路の種類	_	_				
私道等の地番	_	_				
私道等の地目	_	_				
私道等の所有者	_	_				
道路の側溝	_	_				
道路の舗装	_	_				
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください				
道路の延長	_	_				
道路の境界明示等	_	_				
道路として使用された 時期	-	-				
判 断 結 果 (別図の範囲) 認定又は許可条件等	世築基準法第42条第2項による道路 建築基準法第42条第1項第3号による道路 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) 建築基準法上、道路扱いしない。 全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。 許可申請に関しては、事前に建築指道課まで御相談ください					
旅た文は計り米件寺						
上記のとおり判定	ける。	平成28年11月18日				
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 Tel 079-221-2579						
備 考						
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。						

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-118号

	① 道 路	② 道 路			
道 路 の 種 類	_	_			
私道等の地番	_	_			
私道等の地目	-	-			
私道等の所有者	_	_			
道 路 の 側 溝	-	_			
道 路 の 舗 装	_	_			
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください			
道路の延長	-	-			
道路の境界明示等	_	_			
道路として使用された 時期	_	_			
	□ 建築基準法第42条第2項によ				
判断結果	□ 建築基準法第42条第1項第3号 ☑ ① 建築基準法第43条第2項にな	· · - · ·			
(別図の範囲)	│ (認定又は許可申請必要) │ □ 建築基準法上、道路扱いした。	21.			
	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請におい				
	│て、包括同意基準3−(4)に該当する │該当しない場合は、個別案件審査とな	らことができます。 よります。			
認定又は許可条件等 許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。					
上記のとおり判定	!する。 	平成28年11月28日			
= 670, 0501 施改士	·····································	<u> </u>			
〒 670-8501 姫路市	^{女田四」日「番地} 都市局ま 建築指導	ちづくり推進部 課 № 079-221-2579			
	左 不归寸	m			
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については 別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。					
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。					
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。					

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-119号

	① 道 路	② 道 路			
道 路 の 種 類	-	-			
私道等の地番	-	-			
私道等の地目	-	-			
私道等の所有者	-	-			
道 路 の 側 溝	-	-			
道 路 の 舗 装	-	-			
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください			
道路の延長	-	_			
道路の境界明示等	_	_			
道路として使用された時期 時期		_			
	□ 建築基準法第42条第2項による				
判断結果	□ 建築基準法第42条第1項第3号 ☑ ① 建築基準法第43条第2項になり				
(別図の範囲)	│ (認定又は許可申請必要) │ □ 建築基準法上、道路扱いしな				
	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請におい				
	て、包括同意基準3ー(5)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。				
認定又は許可条件等 許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。					
上記のとおり判定	!する。 	平成28年11月28日			
= 670 0501 4500 +					
〒 670-8501 姫路市	^{安田四丁目1番地} 都市局ま 建築指導	ちづくり推進部 課 № 079-221-2579			
	烂 未旧守	床 IEL 0/9 ⁻ 221 20/9			
備考					
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については 別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。					
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。					
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。					

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-120号

	① 道 路		2	道	路
道 路 の 種 類	_			_	
私道等の地番	_			_	
私道等の地目	_			_	
私道等の所有者	_			_	
道路の側溝	_			_	
道 路 の 舗 装	_			_	
道路の幅員	※該当地で計測してくださ	※該当	当地で計	·測してく	ください
道路の延長	_			_	
道路の境界明示等	_			_	
道路として使用された時期 期	_			_	
	建築基準法第42条第2		7		
判 断 結 果	│ □ 建築基準法第42条第1 ☑ ① 建築基準法第43条第2		Š		
(別図の範囲)	(認定又は許可申請が				
	□ 建築基準法上、道路	-			
全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(4)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。					
上記のとおり判定する。 平成28年11月21日					
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 16 079-221-2579					
備考					
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。					

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-121号

	① 道 路	② 道 路			
道 路 の 種 類	-	_			
私道等の地番	-	_			
私道等の地目	-	_			
私道等の所有者	-	_			
道 路 の 側 溝	-	_			
道 路 の 舗 装	_	_			
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください			
道路の延長	_	_			
道路の境界明示等	_	_			
道路として使用された 時期	_	_			
世築基準法第42条第2項による道路 理築基準法第42条第1項第3号による道路 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) ✓ ① 建築基準法上、道路扱いしない。					
認定又は許可条件等					
上記のとおり判定	する。	平成28年11月21日			
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 Tel 079-221-2579					
備 考 判定番号H13-98 一部再判定					
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指道理道路担当窓口までお問い合わせください。					

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-122号

	① 道 路	2	道路			
道路の種類	_		_			
私道等の地番	_		_			
私道等の地目	_		_			
私道等の所有者	_		_			
道 路 の 側 溝	_		_			
道 路 の 舗 装	_		-			
道路の幅員	※該当地で計測してくださ	い ※該当地	で計測してください			
道路の延長			-			
道路の境界明示等	_		_			
道路として使用された時期			_			
判断結果 (別図の範囲) 認定又は許可条件等	✓ ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) ✓ ② 建築基準法上、道路扱いしない。 全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(4)または3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。 許可申請に関しては、事前に建築指道理まで御相談ください					
上記のとおり判定	ける。		平成28年11月28日			
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 ℡ 079-221-2579						
備 考						
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。						

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-123号

	① 道 路	2	道 路
道路の種類	_		_
私道等の地番	_		_
私道等の地目	_		
私道等の所有者	_		
道路の側溝	_		_
道 路 の 舗 装	-		_
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で	で計測してください
道 路 の 延 長	_		_
道路の境界明示等	_		_
道路として使用された 時期			-
	□ 建築基準法第42条第2項[
判 断 結 果	□ 建築基準法第42条第1項第 ☑ ① 建築基準法第43条第2項[
(別図の範囲)	(認定又は許可申請必要		
	□ 建築基準法上、道路扱い	-	
全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。			
上記のとおり判定	<u></u> ごする。		平成28年12月9日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 Tel 079-221-2579			
備考			
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。			

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-124号

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	_	-
私道等の地番	-	-
私道等の地目	_	-
私道等の所有者	_	-
道路の側溝	_	-
道 路 の 舗 装	_	
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	_	_
道路の境界明示等	_	-
道路として使用さ れ た 時 期	_	_
	□ 建築基準法第42条第2項による	3道路
判断結果	□ 建築基準法第42条第1項第3号	
(別図の範囲)	✓ ① 建築基準法第43条第2項になり (認定又は許可申請必要)	りうる空地
	□ 建築基準法上、道路扱いしな	ر،
全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。		
上記のとおり判定	!する。	平成28年12月9日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 Tel 079-221-2579		
備 考 判定番号H31-179号 (開発行為による判定) にて、形状確定 ※詳細はH31-179号を参照		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-125号

	① 道 路	2	道 路
道路の種類	_		_
私道等の地番	_		_
私道等の地目	_		_
私道等の所有者	_		_
道 路 の 側 溝	_		_
道 路 の 舗 装	_		_
道路の幅員	※該当地で計測してくださ	い ※該当地	で計測してください
道路の延長	_		-
道路の境界明示等			_
道路として使用された時期			_
判 断 結 果 (別図の範囲) 認定又は許可条件等	☑ ① 建築基準法第42条第2 建築基準法第42条第1 ☑ ② 建築基準法第43条第2 (認定又は許可申請。 ☑ 建築基準法上、道路抗 全ての条件に該当する場合、流 て、包括同意基準3-(5)に 該当しない場合は、個別案件署 許可申請に関しては、事前に登	項第3号による道路 項になりうる空地 必要) といしない。 法第43条第1項ただ 該当することができます を査となります。	す。
上記のとおり判定	ける。		平成28年12月16日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 Tel 079-221-2579			
備考			
別途調査をお願いし 注2]建築予定地の道路幅	基準法第42条による道路の判断の7 ます。また、土地の形状、所有権等 員については、確認申請時に現地で お図が現地と相違している場合が3	等の権利関係を表示する [:] で再確認してください。	

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-126号

	① 道 路	2	道 路
道 路 の 種 類	_		-
私道等の地番	_		-
私道等の地目	_		_
私道等の所有者	_		_
道 路 の 側 溝	_		_
道路の舗装	_		_
道路の幅員	※該当地で計測してくださ	い ※該当地	で計測してください
道路の延長	_		_
道路の境界明示等	-		_
道路として使用された時期 期	_		_
□ 建築基準法第42条第2項による道路			
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、流て、①包括同意基準2又は3- す。 該当しない場合は、個別案件都 許可申請に関しては、事前に延	-(5)②3-(5)に該 §杳となります。	当することができま
上記のとおり判定	する。		平成28年12月16日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 Tel 079-221-2579			
備 考			
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。			

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-127号

	① 道 路	2	道路
道路の種類	_		_
私道等の地番	_		_
私道等の地目	_		_
私道等の所有者	_		_
道 路 の 側 溝	_		_
道 路 の 舗 装	_		_
道路の幅員	※該当地で計測してくだる	※該当地	で計測してください
道路の延長			_
道路の境界明示等	_		_
道路として使用された 時期			_
判断結果 (別図の範囲) 認定又は許可条件等	□ 建築基準法第42条第 □ 建築基準法第42条第 □ 建築基準法第43条第 □ 建築基準法第43条第 □ (認定又は許可申請 □ ② 建築基準法上、道路 全ての条件に該当する場合、 て、包括同意基準3-(5)に 該当しては、事前に 計可申請に関しては、事前に	1項第3号による道路 2項になりうる空地 必要) 扱いしない。 法第43条第1項ただ 該当することができま 審査となります。	す。
上記のとおり判定	する。		平成28年12月19日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 Tel 079-221-2579			
備考			
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。			

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-128号

		2	
道路の種類	_		_
私道等の地番	_		_
私道等の地目	_		_
私道等の所有者	_		_
道路の側溝	_		_
道 路 の 舗 装	_		_
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で	計測してください
道路の延長	-		_
道路の境界明示等	_		_
道路として使用された 時期	_		_
	☑ ① 建築基準法第42条第2項[
判断結果	□ 建築基準法第42条第1項第 ☑ ② 建築基準法第43条第2項1	こなりうる空地	
(別図の範囲)	(認定又は許可申請必要		
	□ 建築基準法上、道路扱い 全ての条件に該当する場合、法第	-	書の許可申請におい
	て、包括同意基準3-(5)に該当 該当しない場合は、個別案件審査	iすることができます	0
認定又は許可条件等	許可申請に関しては、事前に建築	指導課まで御相談く	ださい。
上記のとおり判定	する。		平成28年12月19日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 都市局まちづくり推進部			
〒 070-0501 発廃山	HISTISTE	引まちづくり推進 旨導課 ℡079	≜台は 1−221−2579
	左 木1	中守	221 2010
備考			
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については 別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。			
_ :	注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。		
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。			

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-129号

	① 道 路	② 道 路	
道 路 の 種 類	-	_	
私道等の地番	-	_	
私道等の地目	-	_	
私道等の所有者	_	_	
道 路 の 側 溝	-	_	
道 路 の 舗 装			
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください	
道路の延長	_	_	
道路の境界明示等	_	_	
道路として使用された 時期			
	□ 建築基準法第42条第2項による	- 1 1	
判断結果	□ 建築基準法第42条第1項第3号 ☑ ① 建築基準法第43条第2項になり		
(別図の範囲)	(別図の範囲) (認定文は許可申請必要)		
	□ 建築基準法上、道路扱いしな 全ての条件に該当する場合、法第43		
	主ての末件に該当する場合、法第43 て、包括同意基準3-(5)に該当する 該当しない場合は、個別案件審査とな	うことができます。 	
認定又は許可条件等	許可申請に関しては、事前に建築指導	ままで御相談ください。 記載まで御相談ください。	
上記のとおり判定	- <u>-</u> :する。	平成28年12月27日	
〒 670-8501 姫路市	אס פיין יון	ちづくり推進部	
	建築指導	課 1⊾ 079-221-2579	
W1.0			
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については			
	別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。		
	注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-130号

	① 道 路	② 道 路
道 路 の 種 類	-	-
私道等の地番	_	_
私道等の地目		
私道等の所有者	_	_
道路の側溝	_	_
道 路 の 舗 装	_	_
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	_	_
道路の境界明示等	-	_
道路として使用された時期	_	_
判断結果(別図の範囲)	✓ ① 建築基準法第42条第2項に。建築基準法第42条第1項第3✓ ② 建築基準法第43条第2項にない。(認定又は許可申請必要)✓ ③ 建築基準法上、道路扱いし	号による道路 なりうる空地
全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。		
上記のとおり判定	する。	平成28年12月22日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 Tel 079-221-2579		
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。		

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-131号

	① 道 路	2	道路
道 路 の 種 類	_		-
私道等の地番	_		-
私道等の地目	_		_
私道等の所有者	_		_
道路の側溝	_		-
道 路 の 舗 装	_		_
道路の幅員	※該当地で計測してください	、 ※該当地	で計測してください
道路の延長	_		-
道路の境界明示等	_		_
道路として使用された時期 期	_		_
## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ##			
全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)または3-(6)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください			
上記のとおり判定	ける。		平成28年12月21日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 Tel 079-221-2579			
備 考			
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。			

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-132号

	① 道 路	② 道 路
道 路 の 種 類	_	_
私道等の地番	_	_
私道等の地目	-	_
私道等の所有者	_	_
道路の側溝	-	_
道 路 の 舗 装	_	_
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	_	_
道路の境界明示等	_	_
道路として使用された 時期	-	_
	□ 建築基準法第42条第2項による	
判 断 結 果	□ 建築基準法第42条第1項第3号 ☑ ① 建築基準法第43条第2項になり	
(別図の範囲)	(認定又は許可申請必要)	アプラ 主心
	□ 建築基準法上、道路扱いしな	را، د
全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、幅員4m以上の部分は包括同意基準2または3-(4)、幅員4m未満の部分は3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。		
上記のとおり判定	きる。	平成29年1月12日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 Tel 079-221-2579		
備考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-133号

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	_	_
私道等の地番	_	_
私道等の地目	-	_
私道等の所有者	-	_
道路の側溝	-	_
道 路 の 舗 装	-	_
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	_	_
道路の境界明示等	_	_
道路として使用された時期		
判断結果(別図の範囲)	 ✓ ① 建築基準法第42条第2項による ✓ ① 建築基準法第42条第1項第3号 ✓ ② 建築基準法第43条第2項になり(認定又は許可申請必要) □ 建築基準法上、道路扱いしな 	による道路 りうる空地
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43 て、包括同意基準3-(5)に該当する 該当しない場合は、個別案件審査とな 許可申請に関しては、事前に建築指導	ことができます。 ります。
上記のとおり判定	する。	平成29年1月12日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 Tel 079-221-2579		
備 考 H29.12.6協定済		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-134号

	① 道 路	② 道 路	
道 路 の 種 類	_	_	
私道等の地番	_	_	
私道等の地目	-	_	
私道等の所有者	_	_	
道路の側溝	_	_	
道 路 の 舗 装	-	_	
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください	
道路の延長	_	_	
道路の境界明示等	_	_	
道路として使用された 時期	-	1	
	□ 建築基準法第42条第2項による	- 1 1	
判断結果	│ □ 建築基準法第42条第1項第3号 ☑ ① 建築基準法第43条第2項にな		
(別図の範囲) (認定又は許可申請必要)			
	□ 建築基準法上、道路扱いしな		
	全ての条件に該当する場合、法第43 て、包括同意基準3-(5)に該当する	うことができます。	
 認定又は許可条件等	該当しない場合は、個別案件審査とな 許可申請に関しては、事前に建築指導	ります。 連課まで御相談ください。	
上記のとおり判定	ける。	平成29年1月12日	
		十成23年1万12日	
〒 670-8501 姫路市	〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 都市局まちづくり推進部		
	建築指導	課 Tel 079-221-2579	
備考			
2.11 = の切らまは、14位せ進生性10.2 によっていまったはにたことのマキリナナッツ・サイト・・・・・・			
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については 別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。			
_ :	注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。		
注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。			

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-135号

	① 道 路	② 道 路	
道 路 の 種 類	-	_	
私道等の地番	-	_	
私道等の地目	-	_	
私道等の所有者	-	_	
道 路 の 側 溝	-	_	
道 路 の 舗 装	-	-	
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください	
道路の延長	-	_	
道路の境界明示等	_	_	
道路として使用された 時期	_	-	
	□ 建築基準法第42条第2項によ		
判断結果	□ 建築基準法第42条第1項第3号 ☑ ① 建築基準法第43条第2項にな	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
(別図の範囲) (認定文は許可申請必要)			
	□ 建築基準法上、道路扱いした		
	全ての条件に該当する場合、法第43年、包括同意基準3円(5)に該当する	らことができます。	
認定又は許可条件等	該当しない場合は、個別案件審査とな 許可申請に関しては、事前に建築指導	ります。 算課まで御相談ください。	
上記のとおり判定	 	平成29年1月17日	
		1772-1777-1	
〒 670-8501 姫路市	安田四丁目1番地 都市局ま	ちづくり推進部	
	建築指導	課 Tel 079-221-2579	
inen - ca			
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については			
	別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。		
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。			

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-136号

	① 道 路	② 道 路	
道 路 の 種 類	_	_	
私道等の地番	_	_	
私道等の地目	-	_	
私道等の所有者	_	_	
道路の側溝	_	_	
道 路 の 舗 装	_	_	
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください	
道路の延長	_	_	
道路の境界明示等	_	_	
道路として使用された 時期	-	1	
	□ 建築基準法第42条第2項による	- 1 1	
判断結果	│ □ 建築基準法第42条第1項第3号 ☑ ① 建築基準法第43条第2項にな		
(別図の範囲) (認定又は許可申請必要)			
	□ 建築基準法上、道路扱いしな		
	全ての条件に該当する場合、法第43 て、包括同意基準3-(5)に該当する	うことができます。	
 認定又は許可条件等	該当しない場合は、個別案件審査とな 許可申請に関しては、事前に建築指導	ります。 連課まで御相談ください。	
上記のとおり判定	ける。	平成29年1月12日	
		十成23年1万12日	
〒 670-8501 姫路市	安田四丁目1番地 都市局ま	ちづくり推進部	
	建築指導	課 Tel 079-221-2579	
備考			
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については 別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。			
_ :	注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。		
注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。			

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-137号

	① 道 路	② 道 路	
道 路 の 種 類	_	_	
私道等の地番	_	_	
私道等の地目	_	_	
私道等の所有者	_	_	
道 路 の 側 溝	-	_	
道 路 の 舗 装	-	_	
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください	
道路の延長	-	_	
道路の境界明示等	1	_	
道路として使用された時期	-	_	
	□ 建築基準法第42条第2項による	る道路	
 判 断 結 果	□ 建築基準法第42条第1項第3号	による道路	
(別図の範囲)	✔ (1) 建築基準法第43条第2項になりうる空地		
	☑ ② 建築基準法上、道路扱いしな	l,°	
全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)または3-(6)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください			
上記のとおり判定	!する。	平成29年1月19日	
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 Tel 079-221-2579			
備 考 道路判定R2-043号にて判定範囲変更			
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。			

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-138号

	① 道 路	② 道 路	
道 路 の 種 類	_	_	
私道等の地番	_	_	
私道等の地目	-	_	
私道等の所有者	_	_	
道路の側溝	_	_	
道路の舗装	_	_	
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください	
道路の延長	_	_	
道路の境界明示等	_	_	
道路として使用された 時期	_	_	
判 断 結 果 (別図の範囲) 認定又は許可条件等	□ 建築基準法第42条第2項による 建築基準法第42条第1項第3号 ☑ ① 建築基準法第43条第2項にな (認定又は許可申請必要) □ 建築基準法上、道路扱いした 全ての条件に該当する場合、法第43 て、包括同意基準3-(5)に該当当とな 該当しない場合は、個別案件審査とも 許可申請に関しては、事前に建築指導	けによる道路 りうる空地 ない。 3条第1項ただし書の許可申請におい なことができます。 なります。	
上記のとおり判定	する。	平成29年1月18日	
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 Tel 079-221-2579			
備 考			
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。			

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-139号

	① 道 ;	路	2	道 路	各
道 路 の 種 類	_			-	
私道等の地番	_			_	
私道等の地目	_			_	
私道等の所有者	_			_	
道路の側溝	_			-	
道 路 の 舗 装	_			_	
道路の幅員	※該当地で計測してく	ださい	※該当地で計	測してくた	きさい
道路の延長	_			_	
道路の境界明示等	_			_	
道路として使用された時期	_			_	
型 ① 建築基準法第42条第2項による道路 理築基準法第42条第1項第3号による道路 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) 建築基準法上、道路扱いしない。					
認定又は許可条件等					
上記のとおり判定	ける。			平成29年1	月25日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 Tel 079-221-2579					
備 考					
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。					

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-140号

	① 道 路	② 道 路	
道 路 の 種 類	_	_	
私道等の地番	-	_	
私道等の地目	-	_	
私道等の所有者	-	_	
道 路 の 側 溝	-	_	
道 路 の 舗 装	-	_	
道 路 の 幅 員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください	
道路の延長	_	_	
道路の境界明示等	_	_	
道路として使用された 時期	_		
	□ 建築基準法第42条第2項によ		
判断結果	□ 建築基準法第42条第1項第3 5 ☑ ①② 建築基準法第43条第2項にな		
(別図の範囲)	別図の範囲) (認定又は許可申請必要)		
	□ 建築基準法上、道路扱いした	-	
	│ て、①包括同意基準2、②包括同意表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表	3条第1項ただし書の許可申請におい 基準3-(5)に該当することができま	
認定又は許可条件等	│ す。 │ 該当しない場合は、個別案件審査と7 │ 許可申請に関しては、事前に建築指3	なります。 ^{首理まで} 知知談とださい	
	計り中間に関しては、争削に建業指令	字球よ (呼伯畝 \ /ことい。	
上記のとおり判定		平成29年2月3日	
〒 670-8501 姫路市	HI-1-1-7-3 O	ちづくり推進部	
	建築指導課 և 079-221-2579		
בי וווע			
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については			
別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。			
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。			

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-141号

	① 道 路	② 道 路	
道 路 の 種 類	-	_	
私道等の地番	-	_	
私道等の地目	_	_	
私道等の所有者	_	_	
道路の側溝	-	_	
道 路 の 舗 装	_	_	
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください	
道路の延長	-	_	
道路の境界明示等	-	_	
道路として使用された 時期	-	_	
	□ 建築基準法第42条第2項による	1 - 1	
判断結果	□ 建築基準法第42条第1項第3号		
(別図の範囲)	■ 1 ■ (1) 建築基準法第43条第2項になりうる空地		
	□ 建築基準法上、道路扱いしな	い。	
全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(4)または3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。			
上記のとおり判定	する。	平成29年2月3日	
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 ℡ 079-221-2579			
備 考			
H 29. 12. 1協定済			
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。			

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-142号

	① 道 路	② 道 路	
道 路 の 種 類	-	_	
私道等の地番	-	_	
私道等の地目	-	_	
私道等の所有者	-	-	
道路の側溝	-	-	
道路の舗装	1	-	
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください	
道路の延長	-	_	
道路の境界明示等	_	_	
道路として使用された時期	_	_	
	□ 建築基準法第42条第2項による		
判断結果	判 断 結 果 □ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ▼ ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地		
(別図の範囲)	(別図の範囲) (認定文は許可申請必要)		
□ 建築基準法上、道路扱いしない。 全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請におい			
	│て、包括同意基準3−(5)または3− │該当しない場合は、個別案件審査とな	·(6)に該当することができます。 :ります。	
認定又は許可条件等	許可申請に関しては、事前に建築指導	課まで御相談ください	
上記のとおり判定	する。 	平成29年2月3日	
〒 670-8501 姫路市	安田四丁目1番地	ちづくり部	
осогудина пр		課 Tel 079-221-2579	
備 考			
H29. 6. 21一部協定済			
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については、 別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。			
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。			
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。			

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-143号

	① 道 路	2	道路
道 路 の 種 類	_		_
私道等の地番	_		_
私道等の地目	_		-
私道等の所有者	_		_
道 路 の 側 溝	_		-
道 路 の 舗 装	_		_
道 路 の 幅 員	※該当地で計測してくた	きさい ※該当地	で計測してください
道路の延長			
道路の境界明示等			
道路として使用された時期 ちゅうしゅう			
	建築基準法第42条第		
	№ (1)建築基準法第43条第2項になりうる空地		
(別図の範囲)	(別図の範囲) (認定文は許可申請必要)		
	□ 建築基準法上、道 全ての条件に該当する場合。		こ 妻の独可由語におい
	て、包括同意基準3-(5) 該当しない場合は、個別案	こ該当することができま	- C音の計り 中間 1 - 65 0 · :す。
 認定又は許可条件等	許可申請に関しては、事前	T番点になりより。 こ建築指導課まで御相談	らください。
上記のとおり判	 とする。		平成29年2月3日
〒 670-8501 姫路	-	B市局まちづくり推	
	延	⋭ 築指導課 ℡(079-221-2579
<u></u>			
l NHI .∟⊃			
 注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については			
別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。			
注3]判定図に使用した	地形図が現地と相違している場合 ついては、建築指導課道路担当窓	があります。	-15

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-144号

	① 道 路	② 道 路	
道 路 の 種 類	_	_	
私道等の地番	_	_	
私道等の地目	_	_	
私道等の所有者	_	-	
道路の側溝	_	-	
道路の舗装	_	-	
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください	
道路の延長	_	_	
道路の境界明示等	_	_	
道路として使用された時期	_	_	
判 断 結 果 (別図の範囲)	□ 建築基準法第42条第2項による道路 □ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ▼ ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地		
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。		
上記のとおり判定	する。	平成29年2月6日	
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 Tel 079-221-2579			
備 考			
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については 別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。			

注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-145号

	① 道 路	2	道 路
道 路 の 種 類	_		
私道等の地番	_		
私道等の地目	_		_
私道等の所有者	_		_
道路の側溝	_		_
道 路 の 舗 装	_		_
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で	計測してください
道路の延長	_		_
道路の境界明示等	_		_
道路として使用された 時期	_		1
理築基準法第42条第2項による道路 理築基準法第42条第1項第3号による道路 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ②			
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法領で、包括同意基準3-(4)またに該当しない場合は、個別案件審理許可申請に関しては、事前に建築	は3ー(5)に該当する 査となります。	ことができます。
上記のとおり判定	ける。		平成29年2月9日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 ℡ 079-221-2579			
備 考			
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。			

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-146号

	① 道 路	② 道 路	
道路の種類	_	_	
私道等の地番	_	_	
私道等の地目	_	_	
私道等の所有者	_	_	
道 路 の 側 溝	_	_	
道 路 の 舗 装	_	-	
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください	
道路の延長	_	_	
道路の境界明示等	_	_	
道路として使用された 時期	_	_	
判断結果 (別図の範囲) 認定又は許可条件等	□ 建築基準法第42条第2項によ 建築基準法第42条第1項第3号 ② ① 建築基準法第43条第2項にな (認定又は許可申請必要) □ 建築基準法上、道路扱いしな 全ての条件に該当する場合、法第43 て、包括同意基準3 - (5)に該当する はい場合は、個別案件審査とな 許可申請に関しては、事前に建築指導	けによる道路 りうる空地 にい。 3条第1項ただし書の許可申請におい らことができます。 よります。	
上記のとおり判定する。 平成29年2月6日			
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 Tel 079-221-2579			
備 考			
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。			

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-147号

	1	道	路	(2	道	路
道路の種類		_				_	
私道等の地番		_				_	
私道等の地目		_				_	
私道等の所有者		_				_	
道路の側溝		_				_	
道 路 の 舗 装		_				_	
道路の幅員	※該当地で計	·測して	ください	※該当	地で計	測してく	ください
道路の延長		_				_	
道路の境界明示等		_				_	
道路として使用された 時期		_				_	
			2条第2項による				
判断結果			2条第1項第3号 3条第2項になり				
(別図の範囲)	(認定又	スは許可	(申請必要)				
	全ての条件に該当		道路扱いしな		・だしま	かいますら	1 注にない
	至 て、①は包括同意 (5)に該当するこ	意基準3	-(5)または	(3-(6)に	. ②は	包括同意	基準3-
認定又は許可条件等	該当しない場合は	は、個別	案件審査とな	ります。 理まで御相	談くた	きさい	
		C100 7		-	1400 (75		
上記のとおり判定	する。					平成29:	年2月6日
_ 070 0504 lttpt-							
〒 670-8501 姫路市	安田四丁目 1 番地		都市局ま 建築指導			221 2570	
			连采扣等	萨木	L 0/9-/	221-2379	
備考							
・R6.1.15 一部協定済み							
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については、 別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。							
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。							
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。							

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-148号

	① 道 路	② 道 路			
道路の種類	_	_			
私道等の地番	_	_			
私道等の地目	_	_			
私道等の所有者	_	_			
道路の側溝	_	_			
道 路 の 舗 装	-	-			
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください			
道路の延長	_	_			
道路の境界明示等	_	_			
道路として使用された 時期	_	_			
判断結果 (別図の範囲) 認定又は許可条件等	□ 建築基準法第42条第2項による道路 □ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑ ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) □ 建築基準法上、道路扱いしない。 全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。				
上記のとおり判定	:する。	平成29年2月9日			
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 Tel 079-221-2579					
備 考					
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。					

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-149号

	① 道 路	② 道 路			
道路の種類	_	_			
私道等の地番	_	_			
私道等の地目	_	-			
私道等の所有者	_	_			
道路の側溝	_	_			
道路の舗装	_	_			
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください			
道路の延長	_	-			
道路の境界明示等	_	-			
道路として使用された 時期	-	1			
判 断 結 果 (別図の範囲) 認定又は許可条件等	は 建築基準法第42条第2項による道路 建築基準法第42条第1項第3号による道路 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) ② 建築基準法上、道路扱いしない。 全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3−(5)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 許可申請に関しては 事前に建築指道理まで御相談ください				
上記のとおり判定	<u> </u> :する。	平成29年2月10日			
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 1EL 079-221-2579					
備考					
別途調査をお願いし 注2]建築予定地の道路幅	基準法第42条による道路の判断のために行 ます。また、土地の形状、所有権等の権利 員については、確認申請時に現地で再確認 形図が現地と相違している場合があります	関係を表示するものではありません。 してください。			

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-150号

	① 道 路	2	道路			
道 路 の 種 類	_		_			
私道等の地番	_		_			
私道等の地目	_		_			
私道等の所有者	_		_			
道 路 の 側 溝	_		_			
道 路 の 舗 装	_		_			
道路の幅員	※該当地で計測してくださ	※該当地	で計測してください			
道路の延長	_		_			
道路の境界明示等	_		_			
道路として使用された 時期	_		_			
判断結果 (別図の範囲) 認定又は許可条件等	● ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) □ 建築基準法上、道路扱いしない。 全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 許可申請に関しては、事前に建築指道課まで御相談ください					
上記のとおり判定	きする。		平成29年2月9日			
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 1EL 079-221-2579						
備 考						
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。						

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-151号

	① 道 路	② 道 路		
道 路 の 種 類	_	_		
私道等の地番	_	_		
私道等の地目	_	_		
私道等の所有者	_	_		
道 路 の 側 溝	_	_		
道 路 の 舗 装	-	_		
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください		
道路の延長	_	_		
道路の境界明示等	_	_		
道路として使用された 時期	-	_		
	□ 建築基準法第42条第2項による			
判断結果	□ 建築基準法第42条第1項第3号 ☑ ① 建築基準法第43条第2項にな			
(別図の範囲)	(認定又は許可申請必要)			
	□ 建築基準法上、道路扱いしな 全ての条件に該当する場合、法第43			
	王	うことができます。 		
 認定又は許可条件等	談当しない場合は、個別来作者などでは 許可申請に関しては、事前に建築指導	誤まで御相談ください。		
上記のとおり判定	ける。	平成29年2月9日		
〒 670-8501 姫路市	HI-11-7-3 O	ちづくり推進部		
	建築指導	課 1⊾ 079-221-2579		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については				
別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。				
	注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。			

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-152号

	① 道	路	2	道	路
道 路 の 種 類	_			_	
私道等の地番	_			_	
私道等の地目	_			_	
私道等の所有者	_			_	
道 路 の 側 溝	_			_	
道 路 の 舗 装	_			_	
道路の幅員	※該当地で計測して	ください	※該当地で	計測してく	ください
道路の延長	_			_	
道路の境界明示等	_			_	
道路として使用された 時期	1			_	
世 単 単 単 一 は は は は は は は は は は は は は					
全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、①は包括同意基準2又は3-(4)、②は包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。					申請におい 5)に該当
上記のとおり判定	する。			平成29年	₹2月16日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 Tel 079-221-2579					
備考					
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。					

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-153号

	① 道 路	② 道 路			
道 路 の 種 類	-	_			
私道等の地番	_	_			
私道等の地目	-	_			
私道等の所有者		_			
道路の側溝	_				
道路の舗装	_	_			
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください			
道路の延長	_	_			
道路の境界明示等					
道路として使用された時期	_				
	□ 建築基準法第42条第2項による				
 判 断 結 果	□ 建築基準法第42条第1項第3号				
(別図の範囲)	✓ ① 建築基準法第43条第2項になり (認定又は許可申請必要)	りうる空地			
	□ 建築基準法上、道路扱いしな	۱۱°			
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(4)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。				
上記のとおり判定	!する。	平成29年2月16日			
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 EL 079-221-2579					
備考					
H29.6.9協定済、R1.	11.6協定延長				
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。					

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-154号

	① 道 路	② 道 路		
道 路 の 種 類	_	-		
私道等の地番	_	_		
私道等の地目	_	_		
私道等の所有者	-	-		
道 路 の 側 溝	_	_		
道 路 の 舗 装	-	-		
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください		
道路の延長	_	_		
道路の境界明示等	_	_		
道路として使用された 時期	-	-		
	□ 建築基準法第42条第2項による	- 1 1		
判断結果	□ 建築基準法第42条第1項第3号 ☑ ① 建築基準法第43条第2項にな			
(別図の範囲)	(認定又は許可申請必要)			
	□ 建築基準法上、道路扱いしな	·		
	全ての条件に該当する場合、法第43 て、包括同意基準3-(5)に該当する	っことができます。		
 認定又は許可条件等	該当しない場合は、個別案件審査とな 許可申請に関しては、事前に建築指導	ります。 望課まで御相談ください。		
上記のとおり判定	ける。	平成29年2月16日		
		十, 以23, 千2万 10日		
〒 670-8501 姫路市	安田四丁目1番地 都市局ま	ちづくり推進部		
	建築指導	課 ℡ 079-221-2579		
┃ 備 考 ┃				
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については				
別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。				
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。				
注4]この判定の詳細につ	いては、建築指導課道路担当窓口までお問	い合わせください。		

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-155号

	① 道 路	② 道 路		
道 路 の 種 類	_	-		
私道等の地番	_	_		
私道等の地目	_	_		
私道等の所有者	-	-		
道 路 の 側 溝	_	_		
道 路 の 舗 装	-	-		
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください		
道路の延長	_	_		
道路の境界明示等	_	_		
道路として使用された 時期	-	-		
	□ 建築基準法第42条第2項による	- 1 1		
判断結果	□ 建築基準法第42条第1項第3号 ☑ ① 建築基準法第43条第2項にな			
(別図の範囲)	(認定又は許可申請必要)			
	□ 建築基準法上、道路扱いしな	·		
	全ての条件に該当する場合、法第43 て、包括同意基準3-(5)に該当する	っことができます。		
 認定又は許可条件等	該当しない場合は、個別案件審査とな 許可申請に関しては、事前に建築指導	ります。 望課まで御相談ください。		
上記のとおり判定	ける。	平成29年2月16日		
		十, 以23, 千2万 10日		
〒 670-8501 姫路市	安田四丁目1番地 都市局ま	ちづくり推進部		
	建築指導	課 ℡ 079-221-2579		
┃ 備 考 ┃				
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については				
別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。				
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。				
注4]この判定の詳細につ	いては、建築指導課道路担当窓口までお問	い合わせください。		

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-156号

	① 道 路	② 道 路		
道 路 の 種 類	_	-		
私道等の地番	_	_		
私道等の地目	_	_		
私道等の所有者	-	-		
道 路 の 側 溝	_	_		
道 路 の 舗 装	-	-		
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください		
道路の延長	_	_		
道路の境界明示等	_	_		
道路として使用された 時期	-	-		
	□ 建築基準法第42条第2項による	- 1 1		
判断結果	□ 建築基準法第42条第1項第3号 ☑ ① 建築基準法第43条第2項にな			
(別図の範囲)	(認定又は許可申請必要)			
	□ 建築基準法上、道路扱いしな	·		
	全ての条件に該当する場合、法第43 て、包括同意基準3-(5)に該当する	っことができます。		
 認定又は許可条件等	該当しない場合は、個別案件審査とな 許可申請に関しては、事前に建築指導	ります。 望課まで御相談ください。		
上記のとおり判定	ける。	平成29年2月16日		
		十, 以23, 千2万 10日		
〒 670-8501 姫路市	安田四丁目1番地 都市局ま	ちづくり推進部		
	建築指導	課 ℡ 079-221-2579		
┃ 備 考 ┃				
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については				
別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。				
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。				
注4]この判定の詳細につ	いては、建築指導課道路担当窓口までお問	い合わせください。		

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-157号

	① 道 路	2	道 路		
道 路 の 種 類	-		-		
私道等の地番	-		-		
私道等の地目	_		_		
私道等の所有者	_		_		
道路の側溝	_		_		
道路の舗装	ı		_		
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で	計測してください		
道路の延長	-		-		
道路の境界明示等	-				
道路として使用された 時期	ı				
判断結果(別図の範囲)	□ 建築基準法第42条第2項による道路 □ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 □ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 □ 建築基準法第43条第2項になりうる空地				
認定又は許可条件等					
上記のとおり判定	する。		平成29年2月16日		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 1EL 079-221-2579					
備考					
別途調査をお願いし 注2]建築予定地の道路幅	基準法第42条による道路の判断のた。 ます。また、土地の形状、所有権等 員については、確認申請時に現地で 形図が現地と相違している場合があ	の権利関係を表示するも 再確認してください。			

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-158号

	① 道 路		2	道	路
道 路 の 種 類	-			_	
私道等の地番	_			-	
私道等の地目	_			_	
私道等の所有者	-			_	
道路の側溝	-			_	
道路の舗装	-			_	
道路の幅員	※該当地で計測してくださ	い ※該当	当地で計	測してく	ください
道路の延長	_			_	
道路の境界明示等	_			_	
道路として使用された 時期	_			_	
	建築基準法第42条第2				
判 断 結 果	□ 建築基準法第42条第1 □ 建築基準法第43条第2		E		
(別図の範囲)	(認定又は許可申請)	頃になり了る主地 必要)			
	☑ ① 建築基準法上、道路技	ひいしない。			
認定又は許可条件等					
上記のとおり判定	する。			平成29年	₹2月28日
- ala asa :				L_	
〒 670-8501 姫路市	HIP	「局まちづくり &指導課 ™		鄂 221-2579	
	姓多	ド拍等 体 『	EL 079-2	221-2379	
備考					
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については 別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。					
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。					
_ · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	:形図が現地と相違している場合が。 いては、建築指導課道路担当窓口:		ださい。		

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-159号

	① 道 路	② 道 路		
道 路 の 種 類	-	-		
私道等の地番	-	-		
私道等の地目	-	-		
私道等の所有者	-	-		
道路の側溝	-	-		
道 路 の 舗 装	-	-		
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください		
道路の延長	_	-		
道路の境界明示等	-	-		
道路として使用さ れ た 時 期	_	_		
	□ 建築基準法第42条第2項による			
判断結果	□ 建築基準法第42条第1項第3号 ▼ ① 建築基進法第43条第2項になり			
(別図の範囲)	✓ ① 建築基準法第43条第2項になり (認定又は許可申請必要)	りつる空地		
	□ 建築基準法上、道路扱いしな	()°		
全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(4)または3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。				
上記のとおり判定	!する。	平成29年2月28日		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 ℡ 079-221-2579				
備 考				
H31-109号にて判定取消し				
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。				

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-160号

	① 道 路	② 道 路			
道 路 の 種 類	_	-			
私道等の地番	_	_			
私道等の地目	_	_			
私道等の所有者	-	_			
道 路 の 側 溝	_	_			
道 路 の 舗 装	-	_			
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください			
道路の延長	_	_			
道路の境界明示等	_	_			
道路として使用された 時期	-	1			
	□ 建築基準法第42条第2項によっては3.5mm	- 1 1			
判断結果	□ 建築基準法第42条第1項第3号 ☑ ① 建築基準法第43条第2項にな				
(別図の範囲)	(認定又は許可申請必要)				
	□ 建築基準法上、道路扱いしな 全ての条件に該当する場合、法第43				
	- エマジストに設コップラー、 公別する - て、包括同意基準3 - (5)に該当する - 該当しない場合は、個別案件審査とな	うことができます。			
該当しない場合は、個別条件番組となりより。 許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。					
上記のとおり判定	する。	平成29年2月24日			
〒 670-8501 姫路市	HI-11-7-3 O	ちづくり推進部			
	建築指導	課 1⊾ 079-221-2579			
	基準法第42条による道路の判断のために行 ます。また、土地の形状、所有権等の権利				
注2]建築予定地の道路幅	逼員については、確認申請時に現地で再確認	してください。			
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。					

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-161号

	① 道 路	② 道 路		
道路の種類	_	_		
私道等の地番	_	_		
私道等の地目	_	_		
私道等の所有者	_	-		
道 路 の 側 溝	_	_		
道 路 の 舗 装	_	_		
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください		
道路の延長	_	_		
道路の境界明示等	_	_		
道路として使用された 時期	_	-		
型築基準法第42条第2項による道路				
上記のとおり判定	ける。	平成29年2月24日		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 Tel 079-221-2579				
備 考				
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。				

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-162号

	① 道 路	② 道 路			
道 路 の 種 類	-	_			
私道等の地番	_	_			
私道等の地目	_	_			
私道等の所有者	_	_			
道 路 の 側 溝	-	_			
道路の舗装	_	-			
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください			
道路の延長	_	_			
道路の境界明示等	_	_			
道路として使用された 時期	_				
判 断 結 果 (別図の範囲)	世 全				
全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。					
上記のとおり判定	する。	平成29年3月7日			
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 Tel 079-221-2579					
備 考					
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。					

注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-163号

	① 道 路	② 道 路		
道 路 の 種 類	_	_		
私道等の地番	_	_		
私道等の地目	_	_		
私道等の所有者	-	-		
道 路 の 側 溝	_	_		
道 路 の 舗 装	-	-		
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください		
道路の延長	_	_		
道路の境界明示等	_	_		
道路として使用された 時期	-	1		
	□ 建築基準法第42条第2項による	- 1 1		
判断結果	□ 建築基準法第42条第1項第3号 ☑ ① 建築基準法第43条第2項になり			
(別図の範囲)	(認定又は許可申請必要)			
	□ 建築基準法上、道路扱いしな			
	全ての条件に該当する場合、法第43 て、包括同意基準3-(5)に該当する	っことができます。		
該当しない場合は、個別案件審査となります。 許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。				
能た久は計り未行寺				
上記のとおり判定	ける。	平成29年3月7日		
		十成20年0月1日		
〒 670-8501 姫路市	安田四丁目1番地 都市局ま	ちづくり推進部		
	建築指導	課 ℡ 079-221-2579		
備 考 ·				
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については				
別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。				
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。				
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。				

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-164号

	① 道 路	② 道 路		
道 路 の 種 類	_	_		
私道等の地番	_	_		
私道等の地目	_	_		
私道等の所有者	-	_		
道路の側溝	_	_		
道 路 の 舗 装	_	_		
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください		
道路の延長	_	_		
道路の境界明示等	_	_		
道路として使用された 時期	_	_		
1				
認定又は許可条件等				
上記のとおり判定	ける。	平成29年3月9日		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 ℡ 079-221-2579				
備 考				
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。				

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-165号

	① 道 路	② 道 路		
道 路 の 種 類	_	_		
私道等の地番	_	_		
私道等の地目	_	_		
私道等の所有者	_	_		
道路の側溝	_	_		
道路の舗装	_	_		
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください		
道路の延長	_	_		
道路の境界明示等	_	_		
道路として使用された 時期	_	_		
## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ##				
認定又は許可条件等				
上記のとおり判定	ける。	平成29年3月13日		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 ℡ 079-221-2579				
備 考				
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。				

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-166号

	① 道 路	2	道路	
道 路 の 種 類	_			
私道等の地番	_			
私道等の地目	_		_	
私道等の所有者	_		_	
道路の側溝	_			
道路の舗装	_		_	
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で割	計測してください	
道路の延長	_		_	
道路の境界明示等	_		_	
道路として使用された時期 ち	_		_	
	□ 建築基準法第42条第2項に			
判 断 結 果	│ □ 建築基準法第42条第1項第 ☑ ① 建築基準法第43条第2項に			
(別図の範囲)	(認定又は許可申請必要)	o,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		
	□ 建築基準法上、道路扱いし		 	
全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。				
上記のとおり判定	!する。		平成29年3月10日	
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 ℡ 079-221-2579				
備 考				
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。				

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-167号

	① 道 路	② 道 路		
道 路 の 種 類	_	_		
私道等の地番	_	_		
私道等の地目	_	-		
私道等の所有者	_	_		
道 路 の 側 溝	_	-		
道 路 の 舗 装	_	_		
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください		
道路の延長	-	-		
道路の境界明示等	_	-		
道路として使用された 時期	_	-		
	□ 建築基準法第42条第2項によって □ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	- 1 1		
判断結果	│ □ 建築基準法第42条第1項第3号 ☑ ① 建築基準法第43条第2項にな			
(別図の範囲)	(認定又は許可申請必要)			
	□ 建築基準法上、道路扱いしな			
	全ての条件に該当する場合、法第43 て、包括同意基準3-(4)に該当する	っことができます。		
該当しない場合は、個別案件審査となります。 許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。				
能た久は計り未行寺				
上記のとおり判定	ける。	平成29年3月13日		
		十成23年0月10日		
〒 670-8501 姫路市	安田四丁目1番地 都市局ま	ちづくり推進部		
	建築指導	課 ℡ 079-221-2579		
備 考 ·				
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については				
別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。				
注3]判定図に使用した地	P.形図が現地と相違している場合があります	0		
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。				

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-168号

	① 道 路	② 道 路		
道路の種類	_	_		
私道等の地番	_	_		
私道等の地目	_	_		
私道等の所有者	_	_		
道路の側溝	_	_		
道路の舗装	_	_		
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください		
道路の延長	_	_		
道路の境界明示等	_	-		
道路として使用された 時期	-	-		
世築基準法第42条第2項による道路				
認定又は許可条件等 認定又は許可条件等				
上記のとおり判定	ける。	平成29年3月13日		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 Tel 079-221-2579				
備 考				
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。				

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-169号

	① 道 路	② 道 路		
道 路 の 種 類	-	_		
私道等の地番	-	_		
私道等の地目	-	_		
私道等の所有者	_	_		
道 路 の 側 溝	-	_		
道 路 の 舗 装				
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください		
道路の延長	-	_		
道路の境界明示等	_	_		
道路として使用された 時期	_			
	□ 建築基準法第42条第2項による □ は 第4第4第4第48条第2項による			
判断結果	□ 建築基準法第42条第1項第3号 ☑ ① 建築基準法第43条第2項になり			
(別図の範囲)	(認定又は許可申請必要) □ 建築基準法上、道路扱いしな	SI S		
	□ 建業基準法上、追路扱いしな 全ての条件に該当する場合、法第43			
	て、包括同意基準3-(5)に該当する 該当しない場合は、個別案件審査とな	らことができます。		
認定又は許可条件等				
上記のとおり判定	!する。	平成29年3月13日		
〒 670-8501 姫路市	יט פיינוייון	ちづくり推進部		
	建築指導	課 1⊾ 079-221-2579		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については				
別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。				
注3]判定図に使用した地	也形図が現地と相違している場合があります ついては、建築指導課道路担当窓口までお問	0		

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-170号

	① 道 5	路	2	道	路
道 路 の 種 類	_			_	
私道等の地番	_			-	
私道等の地目	_			_	
私道等の所有者	_			_	
道路の側溝	_			_	
道 路 の 舗 装	_			_	
道路の幅員	※該当地で計測してく	ださい	※該当地で計	測してく	ください
道路の延長	_			_	
道路の境界明示等	_			_	
道路として使用された 時期	_			_	
□ 建築基準法第42条第2項による道路 □ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 □ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 □ 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要)					
□ 建築基準法上、道路扱いしない。 ②全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。					
上記のとおり判定	ける。			平成29年	F3月17日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 Tel 079-221-2579					
備 考					
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。					

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-171号

	① 道 路	② 道 路
道 路 の 種 類	-	-
私道等の地番	-	-
私道等の地目	-	-
私道等の所有者	_	
道路の側溝	_	
道路の舗装	_	
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	_	_
道路の境界明示等	_	_
道路として使用され た 時 期	_	_
	□ 建築基準法第42条第2項による	
判 断 結 果	□ 建築基準法第42条第1項第3号 ☑ ① 建築基準法第43条第2項になり	
(別図の範囲)	✓ ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要)	
	□ 建築基準法上、道路扱いしな	l,°
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43 て、包括同意基準3-(5)に該当する 該当しない場合は、個別案件審査とな 許可申請に関しては、事前に建築指導	ことができます。 ります。
上記のとおり判定	ける。	平成29年3月16日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 Tel 079-221-2579		
備 考 ※建築基準法上の道路から申請地まで、土地改良区又は姫路市が所有管理する範囲で幅員4m以上あることが確認できる場合は、包括同意基準2に該当することができます。		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-172号

	① 道 路	② 道 路
道 路 の 種 類	_	_
私道等の地番	_	_
私道等の地目	_	_
私道等の所有者	_	_
道 路 の 側 溝	_	_
道 路 の 舗 装	_	_
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	_	_
道路の境界明示等	_	_
道路として使用された 時期	_	
理築基準法第42条第2項による道路		
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定	ける。	平成29年3月29日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 Tel 079-221-2579		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-173号

	① 道 跗	ζ	2	道	路
道路の種類	_			_	
私道等の地番	_			_	
私道等の地目	_			_	
私道等の所有者	_			_	
道 路 の 側 溝	_			_	
道 路 の 舗 装	_			_	
道路の幅員	※該当地で計測してくた	ごさい ;	※該当地で計	↑測してぐ	ください
道路の延長	_			_	
道路の境界明示等	_			_	
道路として使用された 時期	_			_	
判断結果 (別図の範囲) 認定又は許可条件等	□ 建築基準法第42条第2項による道路 □ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑ ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) ☑ 建築基準法上、道路扱いしない。 全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。				
上記のとおり判定	きする。			平成29年	≢3月24日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 Tel 079-221-2579					
備 考					
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。					

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-174号

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	_	_
私道等の地番	_	_
私道等の地目	_	_
私道等の所有者	_	_
道 路 の 側 溝	_	_
道 路 の 舗 装	_	_
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	_	_
道路の境界明示等	_	_
道路として使用された 時期	_	_
	☑ ① 建築基準法第42条第2項によ	
判断結果	□ 建築基準法第42条第1項第35	
(別図の範囲)	□ 建築基準法第43条第2項にな (認定又は許可申請必要)	りつる空地
	□ 建築基準法上、道路扱いした	まい。
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定	きする。	平成29年3月30日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 Tel 079-221-2579		
備考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-175号

	① 道 路	② 道 路
道 路 の 種 類	_	_
私道等の地番	_	_
私道等の地目	_	_
私道等の所有者	_	_
道 路 の 側 溝	_	_
道 路 の 舗 装	_	_
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	_	_
道路の境界明示等		
道路として使用された時期		
建築基準法第42条第2項による道路		
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定	ける。	平成29年3月30日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 Tel 079-221-2579		
備 考 ・水路幅は概ね0.58~0.6m ・泥揚敷を含んだ場合、最大でも幅員1.3m ・高低差等により建築基準法上の道路に接続されていない		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-176号

	① 道 路	② 道 路	
道 路 の 種 類	_	-	
私道等の地番	_	-	
私道等の地目	_	_	
私道等の所有者	_	_	
道路の側溝	_	_	
道路の舗装	_	_	
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください	
道路の延長	_	_	
道路の境界明示等	_	_	
道路として使用された 時期	_	_	
判 断 結 果 (別図の範囲)	□ 建築基準法第42条第2項による道路 □ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑ ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) □ 建築基準法上、道路扱いしない。		
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。		
上記のとおり判定	する。	平成29年3月30日	
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 Tel 079-221-2579			
備 考			
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。			

注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-177号

	① 道 路	② 道 路	
道 路 の 種 類	_	-	
私道等の地番	_	-	
私道等の地目	_	_	
私道等の所有者	_	_	
道路の側溝	_	_	
道路の舗装	-	_	
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください	
道路の延長	_	_	
道路の境界明示等	_	_	
道路として使用された 時期	_	_	
判 断 結 果 (別図の範囲)	□ 建築基準法第42条第2項による道路 □ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑ ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) □ 建築基準法上、道路扱いしない。		
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。		
上記のとおり判定	する。	平成29年3月29日	
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 Tel 079-221-2579			
備 考			
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。			

注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-178号

	① 道 路	② 道 路
道 路 の 種 類	_	-
私道等の地番	_	_
私道等の地目	_	_
私道等の所有者	_	_
道 路 の 側 溝	-	_
道 路 の 舗 装	_	_
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	_	_
道路の境界明示等	_	_
道路として使用された 時期	_	-
	□ 建築基準法第42条第2項による	
判断結果	建築基準法第42条第1項第3号	
(別図の範囲)	☑ ① 建築基準法第43条第2項になり (認定又は許可申請必要)	りつる空地
	□ 建築基準法上、道路扱いしな	· L\o
全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(4)または3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。		
上記のとおり判定	ける。	平成29年4月7日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 Tel 079-221-2579		
備考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-179号

	① 道 路	② 道	路
道 路 の 種 類	_	_	
私道等の地番	_	_	
私道等の地目	_	_	
私道等の所有者	_	_	
道 路 の 側 溝	-	_	
道 路 の 舗 装	_	_	
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測し	てください
道路の延長	_	1	
道路の境界明示等	_	1	
道路として使用された 時期	_	_	
判断結果 (別図の範囲) 認定又は許可条件等	② 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) □ 建築基準法上、道路扱いしない。 全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 許可申請に関しては、事前に建築指道課まで御相談ください		
上記のとおり判定	<u>.</u> !する。	平成	29年3月31日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 Tel 079-221-2579			
備 考			
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。			

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号 H28-180号

	① 道 路	② 道 路	
道 路 の 種 類	_	_	
私道等の地番	_	_	
私道等の地目	_	_	
私道等の所有者	_	_	
道 路 の 側 溝	_	_	
道 路 の 舗 装	-	_	
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください	
道路の延長	_	_	
道路の境界明示等	_	_	
道路として使用された 時期	-	1	
	□ 建築基準法第42条第2項による	- 1 1	
判断結果	□ 建築基準法第42条第1項第3号 ☑ ① 建築基準法第43条第2項にな		
(別図の範囲)	(認定又は許可申請必要)		
	□ 建築基準法上、道路扱いしな		
	全ての条件に該当する場合、法第43 て、包括同意基準3-(5)に該当する	うことができます。	
 認定又は許可条件等	該当しない場合は、個別案件審査とな 許可申請に関しては、事前に建築指導	ります。 連課まで御相談ください。	
上記のとおり判定	ける。	平成29年4月6日	
		十級20年4月0日	
〒 670-8501 姫路市	〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1番地 都市局まちづくり推進部		
	建築指導	課 ℡ 079-221-2579	
<u> </u>			
│ 備 考 │			
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については			
別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。			
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。			
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。			